

## 平成16年9月8日(水曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年9月第3回定例会

議事日程第4号

平成16年9月8日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成16年9月8日(水)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13	介護予防への取り組みについて	介護予防を効果的に実施するために、介護予防連絡協議会の設置について 高齢者筋力向上トレーニングの導入について	19番 那 須 稔	市 長
14	児童・生徒の安全確保に対する取り組みについて	防犯意識の啓蒙、犯罪者への警告としての対策について 警報器等の携帯と通報のための体制及び学校安全対策協議会の設置について 学校施設の安全管理体制の総点検及びスクールポリスの導入について CAPプログラムの導入について		教育委員長
15	行政一般について	市政運営の基本理念について (イ) 自治基本条例の制定について、再び見解を問う (ロ) 合併問題と長としての政治責任について 駅前中心市街地整備事業の進捗状況と課題について	18番 内 藤 明	市 長
16	教育問題について	少人数授業の導入を柱とする「さんさんプラン」は平成14年度から開始され、今年度からは小学校全学年を対象に実施されています。その成果と課題及び将来の展望について	10番 荒 木 春 吉	教育委員長
17	行財政問題について	深刻な財政危機の克服の方向について	20番 遠 藤 聖 作	市 長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

## 那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、19番那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

質問に入る前に、通告番号14番の質問の要旨の中で、「犯罪」を「防犯」に訂正させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、通告番号13番、介護予防への取り組みについてお伺いをいたします。

我が国の高齢化は、世界に類を見ない速度で進行しております。また、今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を超高齢社会と言われておりますが、そうした超高齢社会への道を確実に歩みつつあります。

そのような、高齢者の急増を大変厄介だと考える向きが多いようですが、目指すべき社会を元気な高齢者が多い社会、健康で自立して暮らすことのできる社会、つまり健康寿命をより延ばす高齢者生き生き社会にしていかなければならないと思っている一人であります。

明治・大正・昭和・平成と四つの時代を生き抜いてこられた高齢者の方々は、それぞれの立場で社会に大きな貢献を残されております。だからこそ、高齢者の方々が健康で一日も長く長生きしていただきたい、そして寝たきりにならずに達者で生き生き生活したい、こんな思いは高齢社会に生きる高齢者に共通した願いではないかと思えます。

介護保険制度も、平成12年からスタートをしていますが、当初の要介護認定者が全国で約 218万人でありましたが、昨年10月現在では7割も増加して 371万人となっているとのことであります。

「元気で長生き」という健康長寿社会にするためには、高齢社会を支える大きな柱の一つである介護保険制度について、介護予防に力点を置くという観点が極めて重要になると思えます。事実、ここ数年、要支援、要介護1という軽度の要介護者の認定数が急増しております。さらに、こうした軽度の要介護者の重い段階への移行が進んでおります。

特に、軽度の要介護者の重い段階への移行は、本来介護サービスの目的が高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善にあるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが大きな要因と言われております。このままの比率で要介護者が増加すれば、国民全体が不安に感じている社会保障制度の問題に加え、医療保険や介護保険財政までもが深刻な状況を招きかねないと言われております。

寒河江市においても、要介護認定者は平成12年の介護保険スタート時点より年々増加の傾向にあり、平成15年度で 1,334人と42%の伸びを示しております。また、介護保険の給付費についても年々増加しており、平成15年度で55%伸びております。これらは、今後ますます増加に向かっていくのではないかと考えております。

厚生労働省は、ことしの1月8日、介護保険制度改革本部を立ち上げ、介護保険制度の抜本的な見直しに着手しているようであります。その中で大きな焦点となっているのが介護予防であると言われております。認定者の重い段階への移行を防ぐ介護予防の充実、介護保険料の上昇を抑えるとともに高齢者が元気を取り戻し、不安を安心にかえ、生き生きと暮らすことにつながってまいります。

そのような健康増進、疾病予防のさらなる充実とあわせて高齢者が要介護状態にならないようにするための介護予防対策に取り組むことが、今後の高齢社会において最も重要な施策であると思っております。

そこでお伺いいたします。一つには、今後の高齢社会における介護予防についてどのような考えをお持ち

なのかお伺いをいたします。

二つには、本市においても平成15年3月に老人保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者のための保健福祉事業を展開しておられます。そして介護予防についての事業についても積極的に進めておられます。どのような事業に取り組んでおられるのかお伺いいたします。

次に、介護予防を効果的に実施するために、仮称ではありますが介護予防連絡協議会の設置についてお伺いいたします。

介護予防事業の目的は、ある意味では単純明快で、できる限り介護保険の対象にならない人を多くすることにあります。そのために、個人の健康面のアプローチだけでなく、介護予防と関連して健康増進という視点からの取り組みも必要であると思います。

高齢者が日常的にスポーツに親しみ、健康を維持増進することが、とりもなおさず健康寿命を延ばすことになります。このように、高齢者を取り巻く生活面や環境面などを考慮しながら進める必要があるのではないかと思います。少子高齢化が進むほど、高齢者生き生き社会を実現することが元気な地域をつくることにつながっていくと思います。

そのような高齢者が、健康で生き生きと住み続けることができる地域をつくるために、また介護予防を効果的に推進するためには、その実施効果を検証していくことが必要であり、具体的な数値目標などを立て取り組むことも、今後推進していくべきことだと思います。そうした総合的な観点から介護予防に取り組むことが望まれるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。介護予防を効果的に実施するには、医療機関、介護事業者、教育・スポーツ関係者や地域の自治組織等の連携と住民の参加が重要と考えます。

そこで、介護予防にかかわるさまざまな関係者で、仮称ではありますが介護予防連絡協議会を設置することにより、住民参加のもとで介護予防を計画的かつ効率的に進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、高齢者筋力向上トレーニングの導入についてお伺いいたします。

高齢者が寝たきりになる三大要因として、一つには脳卒中、二つには痴呆、三つには転倒骨折とされています。

そして、転倒骨折は、筋力トレーニングによって予防できると言われております。先日、ある新聞に、筋力トレーニングで医療費増加を抑制、高齢化率25%の茨城県大洋村、大学と連携しプロジェクトを立ち上げ、大腰筋に注目し寝たきりゼロ作戦との見出しの記事がありました。このことにつきましては、先日の伊藤議員の質問の中でも取り上げられていました。

記事の内容を見ますと、高齢者の筋力トレーニングを中心とした運動は健康づくりに役立ち、医療費の抑制にもつながっていくとのこと。大洋村では、88年に健康立村を行政の基本理念に掲げ、住民の健康、長寿への取り組みを本格的に開始、健康づくりの拠点となる施設整備を進めると同時に、大学などと連携しながら住民に対する多彩な健康教育、運動指導を行ってきているようです。

そうした取り組みの中で、ほかの自治体などの注目を集めているのが、村と筑波大学が共同で開発した寝たきりゼロ作戦、高齢者の筋力トレーニングを中心とした運動、健康指導のプログラムであります。

それは、高齢者が寝たきりになる三大要因の一つである転倒による骨折は、筋力トレーニングが予防に大きな効果を発揮することから取り組みがなされております。年齢が上がることに伴い、全身の筋肉は徐々に衰えますが、中でも特に衰えやすいのが大腰筋、これは脊髄と大腿骨と言われる太ももをつなぐ筋肉で、ひざを持ち上げたり直立姿勢を保つのに重要な役割を果たします。この大腰筋が衰えると歩き方がすり足になり、ちょっとした突起物にもつまずいて転倒し骨折をするとのこと。

そして、けがや骨折の治療をしたり入院をした際には、運動ができないので筋肉がさらに衰えます。例えば骨折やけがが治っても筋肉が衰えているので、以前より転倒しやすくなる。体を動かすことが不自由な

め、内科的な病気を併発しやすくなるという老化の悪循環を招いてしまうとのこと。

村と筑波大学が共同開発したトレーニングプログラムは、まず転倒予防対策として大腰筋の強化に主眼を置いた筋力強化運動を実施しているのが特徴であります。

96年から始まった同プログラムの効果は顕著で、1回1時間、週2回のトレーニングを1年間続けたグループ、平均年齢が65.2歳は大腰筋の大きさが15.2%増加し、高齢者でも無理なく筋力を強化できることが明らかになりました。一方、トレーニングをしなかったグループ、平均年齢が60歳は、大腰筋の太さが7.6%減少。村のこうした取り組み効果は、医療費の支出面でも大いにあらわれているとのこと。高齢化の進行に伴いふえ続けてきた医療費は、94年を境に減少傾向に転じ、住民1人当たりの医療費は90年から94年と95年から99年度の平均値と比較すると、茨城県全体でこの間88%伸びているのに対し村は1%にとどまり、ほとんど上昇していないとのこと。

このように、介護予防に効果を上げ注目を浴びているのが、このようなパワーリハビリと言われるものであります。

大洋村のように、高齢者向けトレーニングマシンを使って足や腕、胴体などの筋肉を鍛え心身の機能回復を図るもので、ここ二、三年で全国の自治体に広がっております。

厚生労働省も、平成15年からパワーリハビリを介護予防事業の一環として費用の半分を国が負担し、それに県が4分の1を負担する高齢者筋力向上トレーニング事業を行っております。県内においては、高畠町がこの高齢者筋力向上トレーニング事業を平成15年から導入して取り組んでおられます。

そこで、お伺いいたします。高齢者筋力向上トレーニング、パワーリハビリテーションについてどのような御見解をお持ちなのか、それに事業の導入についての御所見をお伺いいたします。

次に、児童・生徒の安全確保に対する取り組みについてお伺いいたします。

私は、21世紀を子供の笑顔が広がる世紀にしたいと願っている一人であります。

いわゆるそれは、非暴力の世紀を築くということであると思います。そのためには、身近なところから暴力被害をなくすことに努めなければならないと思っています。子供たちは、さまざまな暴力の危険にさらされており、暴力によって深く傷つく子供の数も少なくありません。子供が誘拐され連れ回されたり、歩行中や公園で遊んでいるさなかにいきなりなぐられたり襲われたりといった事件が目立ってふえてきております。

学校での教育は、多くの先生や生徒たちと触れ合うことで社会性、協調性を学ぶものであります。近年では、少子化社会、また核家族化社会が進み、大人や他の人々が交わる機会、つまり人々の触れ合いが少なくなり、それがさまざまな諸問題をもたらす原因となっているとの指摘もあります。

少年犯罪の凶悪化・低年齢化や、自己中心的で大人になり切れない大人、いわゆるチャイルドアダルトなどの問題がクローズアップされてきております。

2001年6月8日、大阪の池田市で発生した事件は、学校内で突然教室に侵入した37歳の男に児童、先生が刺され8人の児童の命が奪われ、先生を含む15人が重軽傷を負う事件、通り魔殺人事件とも言える凶悪事件でありました。これらの国立大阪教育大附属池田小学校での児童殺傷事件は、本県の関係者や被害者と同じ年代の子供を持つ父兄らに大きな衝撃を与えました。

安全でなければならない学校で、想像を超える事件が起こってしまったということは、子供の安全確保と開かれた学校づくりの両立という難しい問題を突きつけられ、関係者の間からは戸惑いの声も聞かれたということでありました。

また、ある父兄は、被害者と我が子を重ね合わせ、山形でも起こるのではと思うと恐ろしいと不安の声も聞かれ心を痛める、実に痛ましい事件であり、また各方面に影響を与えるものでした。

県内においても、凶悪事件には至らなくても、昨年9月から10月にかけて、東根市において下校途中の女子中学生が不審な男性に自転車を引き倒されたりする被害が相次いで発生しております。また、先月8月2

日には、山形市鈴川町で中年の男性が男子中学生にけがをさせて逃走した事件。そして、3週間前の8月23日、高校の始業式の登校途中、山形市北山形において女子高生が若い男性にカッターナイフのようなもので傷つけられる事件など、先月8月だけでも2件もの通り魔犯罪が発生しています。

報道によれば、昨年2003年1年間に全国の学校内で起きた犯罪は、凶悪犯罪が99件、学校への盗みによる侵入が8,446件で、とりわけ凶悪犯罪については、過去7年間で2倍以上にふえているとのことであります。さらに、小学校に不審者が侵入し児童に危害を加えるおそれがあった事件も昨年1年間で22件と報じられております。

憂慮すべき社会的治安の悪化は、次代を託す子供たちの学びの場にも押し寄せ、学校の危機管理が今日的課題として問われております。

そこで、何点かについてお伺いいたします。

1点目は、このように全国・県内においても児童・生徒の生命を脅かす凶悪犯罪が発生しているわけですが、本市における学校施設内あるいは通学途上における犯罪発生と、犯罪まではいかない事案などの発生状況についてどのように把握されているのか。また、通学途上、学校施設内での犯罪者から児童・生徒を守るための安全対策について、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

2点目には、防犯意識の啓蒙と犯罪者への警告としての対策についてお伺いいたします。

犯罪者は、犯罪を起こす前に犯罪者の心の葛藤があると言われております。犯罪のブレーキになるのが犯罪防止の言葉であり、表現力のある文字であります。事件を引き起こす犯罪者へ罪の意識を持たせ防犯につながっていくような活動として、一つには各家庭に罪の意識などについて文書を配布し防犯意識の啓蒙を行っていくということについていかがなものか。もう既に実施していれば、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

二つには、犯罪者への警告として、警察署、寒河江市の名において「パトロール中」というマグネット式ステッカーを作成し、公用車などに張りつけ市内を運行するなど防犯意識の啓蒙と犯罪者への警告について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

3点目には、児童・生徒への警報器の携帯と通報のための体制、それに学校安全協議会の設置についてお伺いいたします。

昨年、小学生、中学生の略取誘拐事件が全国で112件発生しております。そのうち57件が通学路において発生しているという統計があります。登下校時の不審者問題については、直接事件までにはいかなくとも県内の各所で報告され、広域化と増加傾向が指摘されております。事件が発生したりするときには、学校とPTAとの連携による集団下校や保護者による下校指導などの取り組みがなされているようであります。

一つには、本市での通学路における不審行動の内容、実態をどのように把握されているのかお尋ねいたします。

二つには、児童・生徒が犯罪に遭遇したときに使用する使いやすい防犯ブザーや笛などを携行させることについて、また地域住民が防犯に協力しやすいように、警報を聞きつけたときに警察、行政機関に通報するための体制についてどのように考えているのかお伺いいたします。

三つ目には、児童の体験や意見を参考に、不審者に遭遇しやすい場所や通学路から死角になりやすい場所などを示した安全マップを作成し、こども110番の家の場所確認とあわせて全児童に周知することなども効果的と思いますが、考えをお聞かせください。

四つには、不審者に対する地域の防犯力を強化するには学校や警察、保護者、地域などの連携による総合的な対策が求められます。児童・生徒の保護者、町会などの地域住民、関係行政機関、警察などの地域各機関が学校と協力して児童・生徒の安全を図るために学校安全対策協議会を設置し、地域ぐるみ学校の安全を確保する体制についてどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

4点目には、学校施設の安全管理体制の総点検、それにスクールポリス、学校安全警備員の導入について

お伺いいたします。

学校施設の、現在置かれている状況を正しく把握して対策を施すことが犯罪を未然に防ぐことにもなります。そのためには、学校の各施設を点検して状況を確認することだと思います。

一つには、各小中学校において防犯上の観点から学校安全管理体制の総点検について実施されているのかどうか。総点検が実施されているのであれば、どのような結果だったのかお聞きをいたします。

二つには、文部科学省は既に2002年12月に全国の学校に独自の防犯マニュアルを策定するよう指導しております。市内の小中学校の策定状況はどうなっているのか、また防犯マニュアルはそれぞれの学校の立地環境や校舎の構造などを踏まえ、各学校独自の実効性ある具体的な対策が求められます。この点についてのお考えをお伺いいたします。

それに、不審者侵入を想定した連絡、通報、避難体制は、マニュアルで明記されているのか。それらに基づく防犯教室や訓練などの実施状況についてもどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

三つ目には、学校の万全な安全管理のために警察OBや民間警備員、それにボランティアなどの活用により警備体制の強化を図るためにスクールポリス、学校安全警備員の導入についていかがなものかお伺いをいたします。

5点目には、CAPプログラムの導入についてお伺いいたします。

子供たちは、さまざまな暴力の危険にさらされており、暴力によって深く傷つく子供の数が少なくありません。傷ついた子供たちへの対応はもちろんです。まずは暴力に遭わないための防止教育が必要であると考えます。現在、CAP(チャイルド・アサルト・プレвенション)、子供たちへの暴力防止プログラム活動が注目を集めています。

このプログラムは、アメリカのオハイオ州で小学生がレイプされたことがきっかけとなり、1978年にコロンバスレイプ救援センターが初めて開発と実施をされた教育プログラムです。

暴力には、性暴力やいじめ、虐待、誘拐、体罰、薬物の乱用などさまざまなものがあります。今までの子供に対しての暴力防止策は、知らない人にはついていってはいけないよ、何々してはいけないよという禁止方式であります。アメリカで起こっている性暴力の6割から8割は知っている人が加害者であり、これでは知らない人についていけない方式では到底防げない現実があります。

危険な目に遭ったときに自分で何ができるか、どうすればよいか、子供に教える方が意味のあることではないかと考え、子供の内なる力を引き出すことを理念につくられております。このCAPではどのような暴力も、人の大切な権利を取り上げる人権侵害と据えております。暴力によって自分の持つ内なる力を信じられなくなっている子供たちに、いかに自分が大切でかけがえのない存在であるかということを教え、一人一人が大切な権利を持っているという意識を持たせます。

子供にとっての暴力は、殴ったり蹴ったりというイメージですが、ここで言う暴力とは、安心・自信・自由の権利を人から取り上げることであり、例えば食べること・寝ること・トイレに行くことなど、生きる上でどうしても必要なことは権利であって、それは安心・自信・自由が権利の中で最も大切なものであることをわかりやすく教えます。

実際に暴力に遭うと、1番として恐怖心、2番として無力感、3番として行動の選択肢がなくなったと思いがちなどの三つの心理になるといいます。

そこで、子供にSOSを出す方法を教えます。具体的には、嫌と言う「NO(ノー)」、その場から逃げる「GO(ゴー)」、だれかに相談する「TELL(テル)」の三つです。ワークショップ形式で子供の意見を聞いたり、一方的な説明でなく子供に直接働きかけて実感することを教え考えさせます。そして子供の問題解決能力を引き出します。また、子供のワークショップの前には大人の学習会を行い、子供を取り巻く大人、先生、地域の人がCAPの考え方、対処の仕方を共有できるようにしております。

2001年2月には、河北町で幼児教育振興会が、そのCAPの大人のワークショップを開催しております。

山形県内でもCAP山形の活動については、98年から実績があり、2002年には鶴岡・酒田でモデル校事業を行い、大人、教職員、クラスごとのワークショップを開催しております。

そこでお伺いいたします。子供の権利を守ることの重要性についてどのように考えておられるのか。また、子供が虐待やいじめなどの暴力に、みずからの力で守ることができるとする、このCAPプログラムの現在の認識と導入についてのご見解をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、今後の高齢化社会におけるところの介護予防の考え方についてでございます。

御案内のように、介護保険がスタートした平成12年度末と平成15年度末で比較してみますと、本市においては65歳以上の第1号被保険者が1万594人となりまして、5.8%、582人の増加でございます。その結果、高齢化率も24.2%となっております。

また、要介護認定者も毎年10%以上ふえておりまして、3年間で41.6%、392人増加し、先ほどもおっしゃられましたように1,334人となり、認定率も12.6%となっております。中でも、要支援、要介護1の軽度の人が増加し、392人中245人で62%を占めておりまして、全国と同様の傾向にあると思っております。

今後においては、介護予防に力を入れ、軽度の人増加と重度化を防ぐことが重要であると考えております。

去る7月30日の介護保険制度の見直しに関する社会保障審議会介護保険部会報告の中でも、御案内のように軽度者を対象とする新たな介護予防給付の導入等について提起されているようでございます。

生涯を通じて、自分の住みなれた場所で健康で自立した生活を送ることは、だれもが願うところでございます。高齢者が要介護状態に陥ることがないようにするためには、転倒防止のための体力の維持、住居のバリアフリー化、適度な栄養補給、そのための口腔ケア等が必要かと思われます。高齢者に対しましては、介護に至る前の予防こそが重要であると認識しているところであり、今後とも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

現在、本市の老人保健福祉計画並びに第2期介護保険事業計画に基づいて取り組んでいるところの介護予防対策事業についてお答えいたします。

転倒予防や痴呆予防、さらに口腔ケアに関する講義や筋力維持のための集団体操を行い、転倒や痴呆予防への啓蒙を図る介護予防教室、それから集団体操や創作活動、レクリエーションなどを通じて身体機能が低下した高齢者の社会参加を支援するところの機能訓練教室、そして自宅に閉じこもりがちな高齢者や介護予防が必要と認められる高齢者の生きがいづくりや社会参加をするところの生きがい活動支援通所事業、そして体力測定の結果に合わせて高齢者の体に合った運動を行うところの「いきいき運動教室」などを実施しております。

次に、介護予防連絡協議会、仮称でございますけれども、この設置についてということについての御質問がございました。

現在、高齢者の福祉や健康に関する事業は、市はもとより社会福祉協議会や老人クラブなどで幅広く展開されておりまして、多くの高齢者が明るい笑顔、元気な姿を見せているところでございます。

高齢者にとって、住みなれた地域で交流を深めながら健康で生き生きと暮らせることは何よりの幸せであろうかと思えます。先ほど申しあげましたけれども、国においては介護保険制度の見直しが行われておりますが、介護予防も重要項目として取り上げているようでございまして、介護予防の必要性を広く市民に普及啓蒙していくとともに、健康高齢者をふやしていくためには市を初め社会福祉協議会や老人クラブなどが知恵と人を出し合って、自治組織を巻き込みながら、時には医師や歯科医師等の専門家からも助言を受けるといった体制づくりが必要になると考えられます。

今後は、いずれ国から提示される見直しの内容等も見きわめながら、高齢者を介護予防事業に取り込んだり、地域の中で見守り支え合っていくための、いわゆる介護予防連絡協議会等の設置について検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、高齢者筋力トレーニング事業の導入についてでございます。

御質問の高齢者筋力向上トレーニング事業は、高齢者向けの各種トレーニング機器を使用して筋力をつけ柔軟性を養い、バランス能力を高めるための包括的なトレーニングを行うことにより運動能力の向上を図るもので、寝たきりなどの要介護状態になることを防ぐために行われているものでございます。

高齢者にトレーニング機器を使用しての運動を行わせる場合には、一人一人の体力や運動能力が著しく異なるために、事故防止のためにも医師を初め理学療法士、健康運動指導士、保健師などの専門スタッフの連携と、個人ごとに作成されたプログラムによる緻密な対応が求められると思います。

また、筋力アップの効果があらわれるまでには3カ月ほどの期間を要すると言われておりますし、このようにして強化した筋力もトレーニングをやめてしまえば、たちまちもとに戻ってしまうこととなりますので、効果を持続させるにはその後も日常的に継続した指導が必要になると思います。このように見えますと、この事業というものは一定の効果が出ることは期待できるようですが、1回で指導できる対象者は極めて少数の高齢者に限られたものになるのではないかと思います。

本市では、今申しあげましたように、高齢者の介護予防対策としまして、機能訓練教室や介護予防教室などを開催しているところでございます。したがって、当面はトレーニング機器を使った事業を実施している自治体の成果を見きわめたいと思っております。

今後におきましては、これらの事業を高齢者にとってさらに魅力あるものにするために、同じような事業を行っている各種団体とも連携を図りながら、高齢者が住まいする身近な公民館等を会場にしまして、自分に合った運動で長続きできるような簡単な筋力トレーニングを指導普及していくことが、より多くの高齢者の介護予防と健康長寿に結びつくのではないかと考えておるところでございます。私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 児童・生徒の安全確保に対する取り組みについてお答えいたします。

安全な社会を実現することは、すべての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことであります。

まして、小・中学校は本来、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行ったり、さまざまな人と交わったりしながら社会性を培うところにあり、その基盤としては安全で安心な環境が維持、確保されている必要があることは言うまでもありません。しかしながら近年、御案内のとおり、学校内外における子供たちを巻き込んだ事件が多発し、大きな問題となっております。

これらの事件の発生を防止し、子供たちを犯罪の被害から守るために、それぞれの学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備、防犯教育の充実、教職員や保護者、地域の危機管理意識の向上などが大切であると考えております。

さて、本市におきましては、子供たちにかかわる学校内に置ける凶悪犯罪等は皆無であり本当に喜ばしいことです。しかしながら、学校外に目を向けると、事件には至らないまでも登下校における不審者に関する声かけ事案は今年度に入ってから既に7件発生している現状です。

そのうち、4、5月に6件と集中的に発生いたしました。中には5月中旬に、小学校2年生の女子が下校中に後ろから黒い車が近づいてきて、乗っていた男性から手を引っ張られ車に引きずり込まれそうになった事案がありました。幸い、手を振り払い逃げ、大事には至りませんでした。

教育委員会といたしましては、この事案をこれまでにないような重大事案と受けとめ、市内学校と県教育委員会にも緊急連絡し、事案の概要を知らせ、安全指導の徹底を要請したところです。該当校には、子供たちへの安全指導はもちろん、警察署にも通報し、下校時のパトロール強化を要請するよう指導したところです。

該当校においては、子供の登下校の安全確保について、学区内の各町会長や地区の防犯協会に協力依頼を行うとともに、学区内全戸に「不審者による誘拐未遂発生」と題して文書を配布し、防犯意識の啓蒙を図りました。また、PTA組織も拡声器を使い、車で区内の巡回広報などの行動を行い地域の防犯意識の高揚と犯罪者への警告を行ったところです。

この事案に対する対応からも、本市の地域性と地域に密着した学校経営がなされていることから、学校だけの取り組みだけでなく、地域の協力を受けながら、防犯活動が積極的に推進されていることをはかり知ることができます。

他の事案については、いずれも軽微なものでしたが、これらについても警察に情報提供するとともに、市内すべての各学校に緊急連絡し、学校が危機意識を高めるとともに子供たちにもその都度、安全指導するようお願いしたところです。

また、安全管理体制といたしましては、文部科学省から平成13年8月に出された「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目の改定について」の通知を参考に、安全管理体制の総点検を各校で実施しております。それに基づき、9校で学校施設や地域の実態に合わせた独自の危機管理マニュアルを作成、残りの5校では文部科学省等で作成した危機管理マニュアルを利用し緊急の場合も対応ができるよう体制づくりがなされているところです。

また、防犯訓練も各学校において警察や教育事務所の青少年指導専門員などを招いて積極的に行われております。毎年1回から2回、各校で実施され、火災や地震等の災害訓練と合わせると年数回の防犯訓練と避難訓練が実施されているところです。

さて、子供や保護者向けの危機管理意識の高揚を図るために、ほとんどの学校で通学路の安全マップ等を作成し全保護者に配布したり、常時学校に掲示したりするなどして啓蒙しております。また、「こども110番の

家」も地区の育成委員会や防犯協会、さらには警察の協力で地域に応じて多数指定されております。これらを周知させ活用していくことはもちろんですが、緊急の場合はこれだけに頼らず、自分から大声で助けを求めたり、人のいるところへ緊急避難したりするように指導しているところです。

緊急な場合、他に助けを求めるために警報器等の携帯についても御質問にありましたが、現在のところ、教育委員会として一律に導入する考えはございません。現在、警報器等のあっせんを行っている学校もありますが、警察署や文房具店でも販売されておりますし、基本的に地域の実情や危機意識に基づく保護者の判断に任されているところです。通報システムは大事なことですが、さきにも述べたとおり、大声で助けを求めたり、近くの家に緊急避難したりする自己防衛能力の育成も大切だと考えているところです。

地域の防犯意識の啓蒙等については、学校からの文書による地域への働きかけだけでなく、地域に子供たちの防犯ポスターを掲示したり子供たちがつくった標語を短冊にして掲示したり、警察署と一緒に啓発広報なども行っているところです。その際、マグネット式ステッカーを作成してはどうかという御質問でしたが、これも啓発広報、犯罪者への警告の方法の一つと考えますので、今後、関係機関との話題にさせていただきたいと思えます。

また、御質問の中に、学校安全対策協議会の設置についてもありましたが、これにつきましては既存のPTA生活部による活動や学校評議員との会議、さらに地域懇談会等を活用し、地域の安全対策についても積極的に話し合わせ、共通理解に立ってさまざまな取り組みがなされているところです。

このような中で、陵南中学校学区に平成15年度より2年間、山形県警察本部の指定で子供を見守り支援するシステムをつくるためのモデル事業として、陵南ひだまりネットワークを立ち上げ活動しております。これは、小中学校や家庭、地域住民、営業者などの地域の構成員がネットワークを築き、子供たちの規範意識や地域の健全育成機能を高めていこうとする取り組みです。

このような取り組みの成果を参考にしながら、現段階では新たな組織をふやすのではなく、既存の組織を活用して地域全体で子供の育ちを見守り、安全、安心を確保できるような風土、コミュニティづくりに努め、その中で地域の協力の輪をもとにして、安全、安心できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

スクールポリスの導入について質問がありましたが、学校と地域の連携がスムーズであり、学校を見守り協力的な地域の実態がありますので、現段階で緊急課題として取り組む考えはございません。田代小学校や幸生小学校では、空き教室を地域の方々に解放して利用してもらい、学校の様子にも目を配っていただいております。また、中学校を中心に授業参観等、多数の大人の方々が学校に集まるときには、PTA生活部などの方々が腕章をして校舎内を巡回パトロールしたりするなど、対応していただいている現状です。

最後に、CAPプログラムについて紹介がありましたが、自分というかけがえのない存在の大切さを教える人権教育は重要なことであり、その一つとしてのCAPプログラムがあるということは認識しております。しかし、具体的なことや詳細について、まだ十分に把握しておりません。今後、機会を見つけて研修させていただき、検討させていただきたいと思えます。以上です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入らせていただきます。1問目の御回答、大変にありがとうございました。

先ほど市長からもありましたけれども、介護予防、大変大事な対策で、今後の社会の推移、それからこういうふうな経済情勢ですので、力点を置くべきところではないかという話がありましたけれども、私も同感に思っているところです。

それで、寒河江市の場合は、全国平均よりも数字的には低いんですけども、ただ気になるのは全体的に、介護保険が12年度からスタートはしておりますけれども、特に居宅サービスとそれから施設サービスというようなサービスが介護保険にはありますけれども、施設サービスに係る介護保険の費用が非常に増加している。全体的には平成15年なども、全体的には給付の52%を占めるということで高くなってきております。これは軽度、要するに要介護1・2くらいですといんですけども、高くなりますと、どうしても施設介護に移行してしまうということから、人数的には少ないんですけども、給付費用が伸びているという傾向にあるというような数字が出ておまして、この辺なども非常に気になっておったところであります。

そういう意味では、先ほど市長からもありましたけれども、介護予防連絡協議会、検討していただきながら、目的は寝たきりにならない、介護度が進行するのを防ぐという介護予防には大きな目的があるわけがございますので、そういう意味では軽度、要するに要介護1ぐらいで何とか進行をとめておくということが、保険の給付費用、歳出が少なくなるというような状況になってくるとい、本来の介護予防の目的ということになってくのではないかなと、このように思っているところです。

それで、先ほどありましたパワーリハビリ、市長の方からは緊急の課題ということではなくて、当面、介護関係の予防については筋力トレーニングをそれぞれ地域の方でやっている介護教室等々で、今も取り組んでいらっしゃると思いますけれども、さらにアップをしながら取り組むというような話がございましたけれども、特に山形県では高畠町が高齢者筋力向上トレーニング事業に平成15年から取り組んでおります。

先ほど、市長からもあったように非常に人数が限られてくるといことと、フォローの問題が非常に問題提起されておりました。高畠町の場合も器械が4台据えつけられておまして、実際には1回で8名の方がそれぞれトレーニングされると。年間2回転ということで、人数的にも16名の方がそれぞれその事業に参加できると、公募制をとられておりました。その指導体制も、理学療法士とか、あるいは健康運動実践指導者等々の方がそれぞれ配置をしてやられているという事業でありました。

事業的には、平成15年度、これ2回にわたって実施をしておまして、参加者に対してそれぞれアンケートをとられておりました。そのアンケートの内容を見ますと、参加してからどうかという質問に対して、非常に歩くのが楽になったということと、日常生活に自信が持てるようになったということでありました。それから筋トレに参加する前と、それから実際に参加してからの自分自身の状況などについても、今までは非常にひざが痛かったんだけど、そのひざの痛みもとれてきたと。そしてまた、動作が非常に敏感に対応できるようになったということでした。

それと、具体的に何が変わったかという質問では、今までは正座ができなかったんだけど正座ができるようになったと。それから足腰に力が入ってバランスよく歩行ができるようになったと。非常に筋トレに関心を持って、それ以後運動を続けるようになっていというような効果のアンケートがとられておりました。

もう一点は、実際にどのくらいの成果があったかという数字などもとられておりましたけれども、最大10メートルの歩行で、実践する前は12.3秒かかったんですけども、平均値で9.4秒と。ですから3秒くらい、10

メーターで歩行速度が速くなったという結果なども得ておりました。そういう意味では、効果というものが大なのかなということを感じたところでした。

それから、心配するのはフォローで、筋肉というものは一時的によくはなるんですけども、続けないとどうしても保てなくなるというフォローの心配がありました。高島町でもそのフォローが心配だということで、参加したメンバーについては月1回集まっていたいで再度、どういうふうな運動を継続しているのか、運動指導、それから今後どういうふうな形でしたらいいのかという指導、それを月1回参加したメンバーが集まりまして、そこでフォローしているという話をしておられました。

ただ、これは新しい事業で、平成15年からスタートしたばかりで、保険の給付が減ったとかその辺の効果はまだあらわれていないと。ですからまだまだ、これからかなということなども担当者の方で話をしておられましたけれども、介護予防に関しては、御老人の方がこれから自分自身の介護予防、自分自身の体力、そしてこれから運動しなければならぬという一つの大きな動機づけにはなったのではないかという話をしておられたところでした。

特に、こっちの場合は病院に併設となっております、病院のリハビリが、ちょうどその時間帯が休みということなどから、取り合いなども非常に問題点がありましたけれども、そういう面からして、これからの事業なのかなということなども話しておられました。ただ、人数が年間16名ということで少ないものですから、何とか施設が多くなれば、器械などもふやしなから、その人数確保についても検討課題なのかなという話をしておったところでありました。

それから、教育委員会の方でありますけれども、寒河江市の場合は、先ほども委員長からありましたように、学校内での犯罪というものがないと。ただ、通学途上においては7件ほどあったという話がございました。大きな事案とすれば、5月の1件という話でありますけれども、特に携帯用のブザーでありますけれども、寒河江市においても二つの学校があっせんしているという話がございました。

これは、子供たちが手軽に危機を他人に知らせるということから、全国的に取り組んでいるような学校もありますけれども、特にほかの、高知県などでは6万人の生徒全員に県が2分の1負担しながら市町村が負担して、それぞれ配布をしたという例とか、あるいは山口県の市では1万5,000人の生徒にそれぞれ、市の方で貸与したというような事例がありますけれども、特にブザーについては子供たちが危険ということを知らせる意味で、大変重要なかなということで取り上げさせてもらったところでありました。

それから、防犯マップでありますけれども、防犯マップにつきましてもそれぞれ学校で取り組んでいらっしゃるということです。これは、実際にきちとした形で防犯マップをつくってそれぞれ各家庭やら、あるいは生徒たちに配っているというような学校があるのかどうかなんですけれども、特に中部小学校の方を見せてもらったところ、非常に防犯マップがきちとしておられまして、当然110番の家、それから実際に事案、事件が起こった箇所の状況をその地図上に明記されておったり、そういう意味では一目でわかるような防犯マップをつくっておられました。

ある学校などでは、つくってはいるんだけど、学校に掲示をして子供たちがそれを見ると。あるいは父兄が参観したときにそれを見るというような学校もありまして、その内容が非常に差があるのではないかなということで取り上げてみたわけなんですけれども、防犯マップはあるということであれば、やはりその防犯マップを各家庭あるいは子供たちが常に目にして見られる、父兄が家庭内に張られるというような防犯マップがいいのかなということで、その辺の取り組み状況についてどういうふうな状況になっているのかどうか、お知らせを願いたいと思います。

それから、学校安全協議会でありますけれども、この学校安全協議会、先ほどもありましたけれども、既に

陵南中学校で平成15年から2年という期限で実施をされているという話でありました。これは、県内で8校の指定ということで行われているようでありますけれども、特に地域の町会あるいは商店主、それとその地域に入っている各学校の関係者、それから警察等々の方々に構成されておりまして、年に何回か集まられて協議会をやられているという話でありますけれども、こういうふうな協議会はやはり常に学校に立ち上げていくべきなのかなと。

それで、今回は陵南中学校がモデルケースで行われているわけでありますけれども、例えば陵東なりあるいは中部小学校なり、あるいは寒河江小学校なり、それなりに大きな学校が市内にもございますので、その辺の学校への取り組み等々、今回の陵南中学校の事例なども、話を聞きますと、こういう組織があることによって常に警察と連携がとれると、あるいは地域とも連携がとれると、ほかの学校とも連携がとれるという話を担当者がしておられましたので、その辺の連絡協議会等々について、17年にはもう期限が切れてしまうわけでありますけれども、その後の継続等々についてどういうふうにご考えておられるのか。あるいはほかの学校にもこういう組織を立ち上げてそれぞれやっていく考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、防犯マニュアルでありますけれども、これは平成14年に文部科学省がそれぞれ各学校に、防犯マニュアルのモデルケースということで配付をして取り組みなさいということをやられているようであります。

市内の学校についても、この防犯マニュアルについてそれぞれの学校で取り組みを行われておられますけれども、その防犯マニュアルについても非常に差異があるのではないかと。ある学校では、きちっと担当者を明記をして、こういうふうなことがあった場合はどういうふうに対応するのかという、その学校に合った防犯マニュアルをつくっている学校もありますし、文部科学省から来たそのマニュアルをそれぞれ張って使っている学校もありますし、その辺、ちょっと学校によって、防犯マニュアルはあるんですけれども、具体的などころで差があるのではないかとことを思っておったところです。

そんなところで、当然、防犯マニュアルについてはその避難経路なり避難方法なり、緊急連絡なり対処なり等々が書かっておったり、あるいは具体的なものが書かれているわけでありますけれども、その辺、学校等々について具体的に盛り込んだ防犯マニュアル、その辺について、たしか平成16年度に各防犯マニュアルを点検をして、県教委の方に報告されていると思っておりますけれども、まだ具体的でない学校もあるのではないかなと思っておりますが、その辺の具体的な取り組み等々について今後どういうふうにご考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、学校安全のための学校警備員の配置で、やはりまだ大きな事件も起こっていないし、それほどということで今のところ考えがないという話がありましたけれども、先ほどもあったように学校参観日等々の不特定多数の方々が集まってくる行事等々に対しては、2校で父兄の方がボランティアでその日だけパトロールをして、要するに不審者等々が入っているのかどうかパトロールをしているという回答がありましたけれども、これがやはり私は一つの大きな警備員と見えますが、要するにそのときだけでありますけれども、こういうことが大事なところではないかなと思っております。

それに、これは2校だけでありますけれども、各学校の方にもこういう形で不特定多数の方々が入ってくる日などについては、当然学校の前にも看板等の設置なども行っているかと思っておりますけれども、その辺の看板の設置とあわせて校内を巡視をして、不審者等々が入っているのかどうか、その辺の点検をするための巡視員と見えますかそういうふうなこともやはり、この2校だけではなくてほかの学校にも呼びかけてすべきではないかなと思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、CAPについては、今後の検討課題とありましたけれども、ひとつこの辺も、県内でもいろいろな実績がありますから、その辺のCAP山形あるいはCAPやまぼうし、河北町にあります。それから鶴岡に

もありますので、県内3カ所ありますので、そのC A Pの実績を見ていただきながら実施の方向について御検討をお願いしたいなと思っていますところです。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問にも答弁申しあげたところでございますけれども、いわゆる仮称といいますが、連絡協議会のことでございますが、何回もお話しになられたように介護認定者がふえておるわけでございますが、ですから要介護者にならないようにということが必要だろうと思ひますし、要介護者になってから今度は進まないように、進行しないようにということが必要なわけでございますが、そういうことで本市といたしましてもこれまで実施している事業が、先ほど答弁申しあげたようにいろいろあるわけでございますけれども、これまでに以上に介護予防ということに焦点を合わせていわゆる関係者がよりよい知恵を出し合う、協力し合った活動というようなことに向けたところの連絡協議会というようなものに、その設置について検討してまいりたいとこのように思っております。

それから、筋力トレーニングでございますが、これは高畠の例を具体的に挙げられてお話がございましたけれども、やはり多くの方々が長期的に、そしてまた楽しんでといひますが、そうして取り組めるような体制というものが必要ではないかなとこう思っております。そして、多くの方々に普及してもらうということがこの筋力トレーニングというものを認識してもらうというようなことからいひましても、これから大切なことだろうと、このように思っております。

そういうことで、今取り組んでいる事業というようなものを、今言ったような観点からどのようにして取り組めばいいかなというようなことを十分考えていかなければならないことだろうと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かございましたので、具体的な数字等は学校教育課長の方からお答え申しあげたいというふうに思います。

ただ、何点か私の方からお答え申しあげたいと思います。

子供たちを取り巻く環境というものは、今議員御指摘のように、非常に憂慮すべき状況にあるということと同じであります。それには、過去において教育に携わった者の一人として戸惑いと、もうやり場のない憤りを覚えております。

殊に、我々の年代が少年時代、青春時代を過ごすころは、地域とか、広く地域というふうに申しあげてよろしいかと思えますけれども、その中でそれぞれの成長を守られてきたという環境がございました。それは歴史といってもいいでしょうし文化といってもいいのかもしれませんが、けれども、昨今は、やはり子供が自分で、みずからの生命と安全とを守らねばならないという実態も出てきました。

それに対する云々は別として、やはりそういう現実があるということを、我々はしっかり直視しながら対策を講じていかねばならないと思ひ、先ほど委員長からお答え申しあげたように、学校における子供たちへの指導、それから学校としての対策、それから地域で持っている教育力を生かしていただいたの取り組み等々がございました。

そういった中で二つの切り口から、すなわち子供自身がかげがえのない命とその安全を、みずからの力で守らねばならないという状況があるんだと。それに対する知識や能力や力をつけていかなければならない。と同時に、そういう子供たちを、少し古いと言われるかもしれませんが、古来の歴史・文化の中で培ってきた心で支えていかなければならない、この二つの切り口から進めていく必要があるだろうと思って展開中であります。

今、議員から幾つかの質問があった中で、一つ、安全協議会というお話がございました。この件についてだけ私の方からお答え申しあげて、具体的な数字等々にもかかわりますので、担当課の方からお答え申しあげます。

学校の安全を守るための協議会というふうに理解しますが、そして陵南ひだまりの例も挙げられました。今、ここ数日です。ここ数日、議員の皆さんも御案内と思いますが、マスコミ等で学校と、すなわち教育界とそれから警察とが連携する制度をつくらうじゃないかというんで、今進められていること、きょうの朝のNHK報道の中にもございました。こういう動きがございます。

もちろん、その前から学校警察連絡協議会、学警連です、略して学警連という組織が、ずっと今もございます。これは、主として生徒指導、生徒の問題行動を防止するために学校と警察が緊密な連携をとりながら一人一人の子供を育てようと、これが精神であります。したがって、学校の生徒指導担当者がどちらかと言えば窓口になる、こういう制度がありました。

今、そのことで教育とそれから警察との連絡協議会的な制度が発足しようとしているようであります。この推移等も見守りながら、先ほど申しあげた二つの切り口の一つとしてとらえていきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 先ほど防犯マップについての御質問がありました。各学校では防犯関係と交通事故防止関係も含めて、総称して「安全マップ」という形で作成しております。

それにつきましては、現在、4校では各保護者の家庭に配布して呼びかけて注意を喚起しているところです。そのほか2校につきましては、常時学校に掲示するという形で進めております。残りにつきましては、大きいものをつくりまして授業参観等で一時的に掲示するという形をとっているところです。

どちらにつきましても、保護者、地域、もちろん児童の危機意識を高めるために常に目にできるようにしてはどうかという御意見はごもっともですので、今後各学校にこの件についても指導していきたいなというふうに考えております。

防犯マニュアルについてありましたが、現在、具体的な学校の実態に応じたものをつくっている学校が9校ございます。残りの5校につきましては、文部科学省等の例をそのまま学校に活用して使っているという実態であります。ただ、平成14年度から作り始めましたので、初めは机上のプランでしたが、防犯訓練、防犯教室をたび重ねるごとに改良、改善しているところです。それによって各学校で具体的に機能する防犯マニュアル作成が今も進んでいるところです。そういう状況であります。

それから、学校警備員についてですが、2校で実施している、昨年度の例でしたけれども。これにつきましては、市の生徒指導連絡協議会というものがございしますが、そこでも発表あります。それを受けて、各学校でも各学校の実態に応じてやっていきたいという意見をいただいているところです。

以上のような状態です。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。

先ほど、市長からもありましたけれども、ちょうど連絡協議会等々について、2問の回答でもあったわけがありますけれども、立ち上げてそれぞれ寒河江市の介護予防等々の取り組みについてやっていくということでありまして、今後の寒河江市の取り組み等々、本当に今、介護予防等々に取り組んでおかないと、状況的には介護保険の給付が出ていくということで大変な状況にもなりつつありますので、そういう意味では今後ともそういうものに取り組んでいただきたいなど、このように思っているところです。

それから、教育委員会でありますけれども、学校安全協議会、これの設置については今後の状況を見ながらという話がありました。当然、これはひだまりネット協議会も警察の事業の一環ということで取り組んでいらっしゃるということでありますので、そういう意味では警察の方もこういうふうな協議会は必要なんだということの上でモデルケースをつくっていらっしゃると思うので、その辺は今後、大きな学校等々にそれぞれ協議会を立ち上げていただきながら、安全管理、防犯防止のために取り組んでいただきたいなどこのように思っているところです。

それから、安全マップについても、先ほどあったように差異があるということで、最終的には全家庭に配って、それが子供が見えて、どこに危険があるのかなというところで父兄、それから子供が常に確認する体制というものが必要ですので、その辺も、先ほどでは検討したいということでもありますので、取り組んでいただきたいなど思っているところです。

それから、防犯マニュアルにつきましても、実際に学校に合ったもの、そういうものを想定してつくっておかないと、緊急の場合に防犯マニュアルがうまく作動しないのではないかなと思います。ですから、そういう意味では何校か、先ほどあったように文部科学省の平成14年度のものをそのまま使っていらっしゃるというものがありますので、その実態に合ったように、地域に合ったように、その防犯マニュアルを作成しておくということが大事になってくるかと思えますから、今後その辺の取り組み方も推進をしていただきたいなど、このように思っているところです。

以上で、一般質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しているそれぞれの課題について、市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、自治基本条例の制定についてお尋ねをいたします。

このことについては、14年9月議会で住民自治に基づくまちづくりという課題の中で伺いましたが、その後2年が経過し全国的に広がりを見せ、県内でも条例を制定し住民を主体にしたまちづくりを実践しようとする自治体も出てきていますので、改めて伺いたいと思います。

自治基本条例については、前にも述べておりますので詳細は省略をいたしますが、皆様にも御理解をいただくために何ゆえ必要とするのか、その必要性についてだけ触れたいと思います。

最近、地方行政は分権法の制定を契機に、住民参加の協働型自治社会というところに主眼が置かれるようになってきました。地方のことは地方で決める、市民が決めるという新しい自治を目指す動きであります。言い換えれば、住民が自己実現の場として地域を見直し、自分たちで地域を考える人々がふえているということでもあります。

これまでのように、行政に依存して要求をすることだけが地域社会の幸せを実現するのではないということがわかり、市民活動で公共性を実現しようとする動きであります。こうした動きに伴って、今、地域社会をうまく治める設計というものを直す時期に来ているのではないのでしょうか。つまり、自治というものの再定義が必要になってきていると思うのであります。

例えば、自治という視点では公共とは、市民と市民の関係を意味する言葉であって、行政が独占する言葉ではなく、また行政機構は市民自治の機構であって、市民を統治する機構ではなくなっております。

こうした考え方をもとにすれば、行政権限はおのずと市民から信託された権限ということになるでしょう。行政は、そのところをきちっとわきまえてこの役割は行政がやる、市民はそのサポートをこれくらいする、あるいは市民活動のサポートを行政がどれくらいやる、議会にはこういう役割を期待するというものを設計して、これによって地域社会を維持していく、こういう時代に入ってきていると思います。これが、自治基本条例を必要としている大きな理由であります。

法律に基づく自治も、それはそれで必要であります。自治という考え方は住民の考え方でありますから、それぞれ特色があって全国一律にはいきません。自治基本条例とは、自分たちにふさわしいまちの自治設計は自分たちでつくることなのであります。もっと分かりやすく言えば、憲法や法律のように、その約束事を一覧にしようというのであります。

佐藤市長も、この間、これからの行政運営について市民参加は欠かせないとしており、私はこれに普遍性を持たせるために、こうした条例の制定は不可欠と考えます。まちづくりのための自治基本条例の制定について、市長の見解を求めるものであります。

次に、合併問題と長としての政治責任についてお尋ねいたします。ここで、あらかじめお断りしておきますが、私はためにするつもりなど毛頭ありませんので、念のため申し添えておきます。

ところで、合併協議会の解散を受けて、新聞や6月定例会の議会だよりをごらんになった市民の皆さんより多くの御意見をいただいております。これは、かつて中学校給食実施の請願が議会において全会一致で採択され、その後教育委員会が実施しないと決めたとき以来の多さであります。

中には、わずかでありますが、どこのだれかも名乗らず、「合併について何を言っているんだ、おまえたちは」と言ってガシャンと電話を切る方もありました。きちっと名前を名乗って説明を求め議論をされる方

などいろいろおりましたが、最も多かったのは、佐藤市長は合併を進めた責任者であるにもかかわらず、責任の所在をあいまいにしているのではないかとの指摘であります。

本市の議員を経験された方からは、「そばにいる者は言うまでもないが、議員は一体何をしているんだ、議会は従属機関でないんだから」との厳しいお叱りであります。「私たちが議員をしていたときは、市長がこんな失政をしたときは責任をめぐって市長はおどおどしていたもんだが、議会だよりを見ると『ためにするための発言は聞きにくい』って言ったってが、それじゃ居直りというもんだべな。それにしても市長は偉くなっただけだ」と、市長と議会の両方を辛辣に批判をしております。

また、去る7月26日に行われた西村山地区議員スポーツ交流会の折、合併の対象であったある町の議員の方からは次のようなお話がありました。どこでお聞きになったかは知りませんが、「寒河江の市長は合併がならなかったことについて、まちのアンケートのとり方が何やらと意見を言われていると聞いている。あなたも議会で市長に何か言ったそうだな。市長自身の反省の弁などはどのように言ったもんだがな」とお尋ねになりました。

私はありのままの姿を、佐藤市長が合併がならなかったことについてはただ残念だと言われていること、反省の弁は聞かれないことを答えると、さらにその議員は追い打ちをかけるかのように、「責任者としてどうすべきか、議会やそばで指摘してあげないとわからないんじゃないの」と言われました。それについても私は率直に、合併協議会の会長という立場で市長にみずからの不明について明らかにすべきと指摘をしたこと、市長からは「何をもって市長の不明と言うのかかわからない、ためにするための発言は聞きにくい」とお答えがあったことや、後日側近と言われる方にも市長に忠告するように言ったが、「私からは言えない」としてお断りされたことなどの事実を話すと、その議員の方は「ははは」とお笑いになって一言、「寒河江市の市長さんはおもしろい方です見が広いなあ。まず、合併しなくてよかったということだべな」と胸をなでおろすような仕種を見せておりました。

質問の前に、合併について私に寄せられた市内外の特徴的なものについて、ほとんどその方の表現のまま申しあげましたが、市長には謙虚に受けとめていただきたいと思います。

ここで質問に移りますが、市長は寒河江・西川・朝日の1市2町の合併を進める立場で予算措置や職員配置をして行政運営に当たってきました。ところが、結果的に合併はなし得ず、任意合併協議会の解散となったわけですが、その失政に対するみずからの政治責任について何ら明らかにしておりません。言うまでもなく、市政の主権者は市民であり、首長は行政施策について結果責任を問われることは当然のことです。

さきに申しあげましたように、市民の間に合併問題に対する政治責任を問う声が多くありますが、市民や議会からの指摘を受けるまでもなくみずからの不明について明らかにし、けじめをつけることは、行政を預かる責任者としての基本的な姿勢であると考えます。市長の失政に対する市民の政治責任を求める声に、どのようにお答えになるのか伺いたいと思います。

最後に、駅前中心市街地整備事業の進捗状況と課題についてお尋ねいたします。

後世に誇れる本市の顔として、大きな財政を投じたこの事業もいよいよ今年度が最終年度としております。当局の言われるように、美しい都市施設の整備や商業施設の再編により潤いとにぎわいのある、歩いて楽しい中心市街地の形成が図られ、四季を通じて市の情報を広く発信できるようになるのか、事業の終止符を打つ前に点検をする意味で、以下、質問をいたします。

一つは、この事業は、今年度を最終年度としておりますが、現在の進捗状況と事業費総額の見通しはどうかお尋ねをいたします。

二つは、事業着手前の区域内の定住人口と事業計画における当初目標とした定住人口及び現況、そして将来見通しについても伺いたいと思います。

三つは、同じくその店舗数についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

四つは、最近になって、つまり駅前のまちの様子が具体的に市民に見えるようになってから、市民や事業区域近隣の住民から駅舎等に売店や軽食喫茶、駅裏地域の防犯照明の整備などを求める声があります。

私たちも、本市のようなローカル線の走る市や町に行く機会がありますが、ローカル線は1時間に1本とか2時間に1本とか本数が少ないために、待ち時間が長いのが難点で、列車の待ち時間の過ごし方次第で、せっかく味わった楽しい思い出や出来事を興ざめさせてしまうことがあります。

ホームに入ってベンチに腰をおろし、読書にふけるのも時間の過ごし方ではありますが、夏の暑い日や冬の寒い日などは待合室が満員だったりすると閉口してしまいます。待ち時間の長さにもよりますが、少し長い時間になりますと、私たちが一番先に探すのがそうしたお店であります。そのようなことを念頭に、利用者の利便を図る上でぜひ施設整備を急いでほしいと思います。

重ねて、誠意ある答弁をお願いして私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、住民基本条例のことでございますが、先ほどもございましたけれども、14年9月にもお答えしております。そのときと考えは変わっていないところでございまして、まず住民自治に基づいたまちづくりにつきましては、地方自治法の本旨は、国のもとに地方公共団体の団体自治及び住民自治の二つの要素を兼ね備えた意味における地方自治を確立することであると思っております。

また、地方自治の本旨の実現というものは、それぞれの自治体による住民サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものにするとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになるべきであると思っております。

そして、このためには、その政策形成過程等への住民の広範な参加を促し、住民意思の把握、反映に努めるなど、住民との連携協力をより強固なものにしていくことが求められていると考えているところでございます。

本市においては、市民との対話を重視し住民参加を積極的に受け入れてきたところでありまして、また広報広聴におきましても情報公開に進んで臨んでいるところであり、今後も市民との直接対話、協働を基本として、市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

去る3日の一般質問にも、私の決意というものを明らかにいたしました。そのとき、本市はここ数年の間に大きく変貌を遂げたと言いましたが、まさに、20年でもございますけれども、市民の皆さんのより住みよいまちづくりに対する心が変わり、積極的に参加するようになったことだと思っております。

それで、基本条例の制定でございますが、住民基本条例に規定するような事項というものは、既に憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされていると思っております。また、そもそも条例を制定することは、地方公共団体の事務に関して定めるものでございまして、住民基本条例で規定するような事項というものは、個別条例においても規定されている事項もあると思われる、あえて住民基本条例を制定する必要があるのかなと思っております。

また、仮に改めて住民基本条例を制定するとなれば、その内容は比較的抽象的あるいは訓示的な内容になりまして、努力義務規程や宣言的規程になってしまうものと思われ。このような条例については、だれにも何も具体的に強要するものではないため、法の強要性という観点からも条例としてはなじまないのではないかと思っております。

このようなことから、住民基本条例を定める考えはないところであり、私は今後とも市民みずからの参加のもとに市民と一体となって、元気のある美しいまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

それから、合併問題と長としての政治責任についての質問がございました。

合併についての質問でございますけれども、議員は何をもって市長の政治責任とか失政と言われるのか、いろいろ言うておるようでございますけれども、理解できないところでございます。

合併の件につきましては、去る6月定例会において5人の議員の方から質問を受け回答申しあげたところでありますが、そもそも今回の合併については、私は合併については何度も申しあげておりますように少子高齢化、広域化する行政課題の的確な対応が求められている現在、市町村合併は避けては通れないものであるという認識と、それから西村山の中核都市として地域全体の発展を担う本市として、今回の合併を進めなければならないということから、本市と合併しようとする町があるのであれば一緒にやっというところでございます。

そうした中であって、西川町、朝日町と一緒にやりたいとの意向でございましたので、西川・朝日の両町とともに合併協議会を進めたわけでございます。

繰り返しになりますが、なぜ合併に至らなかったということの要旨を申しあげますと、西川町長、朝日町長から合併をしたいということを受けて、昨年7月に任意合併協議会を設立したわけでございます。このことは1市2町の首長とも広域的な新たなまちづくりを進めていくべきであるという考えで一致したところでございます。

そして、合併するのならば合併特例法の期限内にという考えも一致したところでありますが、両町長とも合併した場合の新市の姿と合併しない場合の姿の両方を町民に示し、合併に関する町民の意思と議会の考えを踏まえ、法定合併協議会の設立を判断したいということでもあります。そのため、昨年12月まで合併協定素案、新市建設計画素案を策定し新市の姿を描きました。

しかし、その後、両町とも座談会を開催しアンケートを実施した結果、合併に反対する町民が賛成とする町民を上回る結果となったものでありますので、両町は住民の意思を尊重し議会との協議を経て法定協議会への移行を断念せざるを得ないと判断いたしました。

これを受けて、ことし5月に任意協議会を開催し両町の報告を受け、協議会としては今回の1市2町による合併は断念せざるを得ないとし、解散となったわけであります。これが経過でございます。

つまり、今回の合併については、西川町と朝日町の両町長が住民の意向を踏まえて合併断念を判断した結果でありました。それは、住民に十分な説明がなされなかったために合併に至らなかったことが、一つの要因であろうとされているところでありますが、西川町と朝日町で判断したことについて寒河江市長が責任を問われるのは全く理解できないところでございます。

そして、私は今回の合併により優遇措置を活用して、広域的視点に立ったところの社会資本整備や住民サービスの向上に努めようと思っていただけに、合併がならなかったことで住民が受けた損失の大きさというものにははかり知れないものであり、残念きわまりないといしか言いようがありません。

また、市長としてあらゆる機会をとらえて市民の御意見をお聞きし理解を得、そしてまた議会に対しても情報を提供し、さらに事あるごとに報告を申しあげ御理解を得てきたところでありまして、何らかし取りを誤ったというものではありませんし、私としてはやることはやったと、十分やったと、こう思っておりますし、だれからも批判をされるようなものではないと思っております。

次に、駅前を中心市街地整備事業についてでございます。何点かございましたので、順序に従いまして答弁したいと思っております。

まずは、進捗状況と総事業費の見通しについてでございます。

本市は、県内陸部の中核都市であり、その玄関口である寒河江駅前地区は古くから市街地の基軸的な役割を果たしてきました。寒河江駅前中心市街地整備事業は、本市にとって21世紀の発展の礎として、また後世に誇れる本市の顔として、美しい町並み景観に配慮した都市施設の整備や商業施設の再編により潤いとにぎわいのある、歩いて楽しい中心市街地の形成を図るため、全国的にも例を見ない駅舎を移設し、平面交差踏切移設による駅南北都市軸の整備を行い、市街地の一体化はもとより周辺都市及び周辺観光拠点施設、いわゆるチェリーランドとかクア・パークとか慈恩寺などへのアクセスの強化を図りまして広域公共ネットワークを形成し、中心市街地の魅力向上と交流拠点の形成を行ってまいりました。

県施行である柴橋日田線の上町六供町通りについても、駅前地区のまちづくりが波及し整合した町並みづくりが行われております。フローラ寒河江とも結ばれ、近代商店街に生まれ変わったと言えるわけでございます。

また、中心市街地を流れる一級河川沼川につきましては、沼川ふるさとの川整備事業による河川改修事業、

これは県施行ではございますが、を一体的に行っていただき、水辺を活用した潤い空間を創設し周辺町並み環境とも調和した整備を進めていただいているところでございます。

これまでの事業経過を申し上げますと、平成13年7月には丑町橋のかけかえ工事を完成し、平成13年7月から平成14年2月まで羽前長崎駅から左沢駅区間について約7カ月間のバス代行運転が行われ、平成14年1月には姥石踏切の移設工事を、2月には寒河江駅舎自由通路の整備工事を完成してまいりました。平成14年6月には寒河江駅前広場南口交通広場の整備工事を、8月には寒河江駅南口駐輪場の整備工事を完成し、駅周辺の公共交通結節機能が向上してきております。

これら駅周辺施設の完成により、全国都市緑化やまがたフェア開催期間中は、駅前からシャトルバスが発着するなど、駅周辺は多くの市民と市内外からの来訪者でにぎわったところでございました。

ことしの3月20日には、寒河江駅前交流拠点施設であるところの寒河江駅前交流センター、俗称といいますが寒河江神輿会館でございますが、完成し4月1日から供用開始し、本みこしの展示を行い市内外から多くの見学者が訪れております。

8月1日には、寒河江駅前交流センター運営委員会主催によるところの第1回寒河江駅前交流センター夏まつりがみこし公園で開催され、多くの市民が集いにぎわいました。

さらに、平成12年12月には、地区計画まちづくりガイドラインを策定いたしまして、町並み景観に配慮した店舗、事務所が建築され、美しい町並みが形成されてきております。駅前広場及びフローラ前交差点のポケットパークには、寄贈していただいたブロンズが設置され、町中の歩行者の目を楽ませております。

また、仮換地指定については、平成11年12月に第1回の指定を行い、現在はすべての仮換地指定を完了しております。

計画期間内での事業完了は全国的にも困難な中、これまでスムーズに事業を進め、本年度において完了することができたことは、ひとえに地権者初め関係者各位、皆様の御理解と御協力のたまものと思っております。

それで、事業の進捗状況についてでございますが、中心市街地の活性化を図るため、土地利用計画につきましては事業着手前は住宅、店舗、事務所等が混在してございましたが、駅前幹線道路沿いには主に昼型の店舗、事務所などの商業基盤施設を、また沼川周辺については主に夜型の飲食店などを、生活道路である区画道路沿いには専用住宅を基本としてゾーニングを行い、土地所有者や関係者の御理解をいただきながらそれぞれの土地利用にあわせ集約した仮換地の指定を行ってきたところでございます。

また、町並み景観については、本市では初めての地区計画まちづくりガイドラインを策定し、建物のセットバック、それから色彩、看板の大きさなど建物の形態、意匠の統一を行い、美しい、歩いて楽しい景観に配慮した町並みの形成を図ってまいりました。

さらに、駅前幹線道路については、電線類の地中化を行い、景観に配慮した安全で快適な歩行者空間の確保に努めてまいりました。

商業基盤施設である駐車場については、駅前幹線道路沿いに駅前駐車場、駅前ポケット第1・第2駐車場これらで74台が収容できるわけでございますけれども、その整備を行い、憩いの空間となる公園につきましては、駅前シンボル空間にはみこし公園、これは約1,400平米ほどでございます、を。沼川親水空間には沼川と一体となったみどり公園、これは約500平米でございます。それからせせらぎ公園、これも約652平米でございますが、これを配置しまして整備を行っているわけでございます。

今年度工事につきましては、6月に駅南北都市軸である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線の沼川にかかる新橋のかけかえ工事を完了し、供用開始により駅を挟んだ南北市街地の交流一体化がさらに促

進され、7月に区画道路2路線、いわゆる大谷幼稚園前、福よし前の整備工事及び沼川せせらぎ緑地の整備工事、並びに街路灯、歩道灯整備工事が完了しております。

歩道のインターロッキング舗装工事は、西側については完了しており、東側については一部の電線類地中化工事箇所を除きほぼ完了しております。

それから、新橋下流部の沼川に隣接するみどり公園とせせらぎ公園の整備工事は、既に発注されている県施行の沼川河川改修工事の進捗状況を見ながら、年度内に完了していきたいと考えております。

その他整地工事など、駅前中心市街地整備事業のすべての工事を随時発注し完了してまいりたいと考えております。

また、駐車場整備につきましては、車社会に対応できるまちづくりを図り、車での来街者、まちにいらっしゃる方の受け皿である顧客利便施設として整備を行い、間もなく完成の予定でございます。これは、経済産業省の商業サービス業集積関連施設整備事業を導入して取り組んでいるところでございます。

駐車場は、先ほども申しあげましたけれども、利便性を考慮して3カ所に分散させ、駅前駐車場、駅前ポケット第1駐車場及び駅前ポケット第2駐車場で構成されております。駅前駐車場には、ポケットパークも一体的に整備して、潤いのあるまちの景観にも配慮した整備を行っております。

事務事業については、7月に換地処分の準備作業として、宅地及び道路等公共施設の面積確定のための基準点測量及び道路等公共施設の出来形確認測量を発注いたしまして、工事完了箇所から測量作業を行っております。面積確定後は、換地計画書の作成及び換地計画、これは土地地番とか面積、清算金などの計画でございますが、それについての個人説明会などを行い、本年度終盤には換地処分と住居表示の変更を行い、すべての予算を執行してまいりたいと考えております。

また、町・字の区域及び名称の変更を行うため、住居表示の変更については去る8月23日に住居表示審議会を開催いたしまして諮問を行い答申を得て、区画整理事業に伴う町・字の区域及び名称の変更について議会の議決を経るため、本定例会に上程しております。

したがって、駅前の区画整理事業に係る公共工事、いわゆる市発注の工事は今年度で100%完了する予定でございます。ただし、その他区画整理登記及び清算金の徴収・交付事務などの残務整理は、来年度当初2カ月ぐらいは必要かなと思っております。

次に、事業費の見通しについてでございますが、これまで駅前土地区画整理事業として電線類の地中化、歩道舗装、それから街路灯、駅前広場の無散水消雪などのグレードアップによる整備は、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を、それから自由通路・駅前交流センター・駐輪場2カ所などの都市施設整備はまちづくり総合支援事業を、それから区画道路の整備につきましては街なか再生土地区画整理事業による国の補助事業を導入し整備を行ってまいりましたところでございます。

平成14年度までの決算ベースでは、約121億4,000万円を執行し、これに平成15年度の決算見込額、繰り越しも含むわけでございますが、それから平成16年度今年度の当初予算計上額を合わせた事業費は、約141億7,000万円となる見込みでございます。

これらの主な財源内訳としましては、国・県等の補助金負担金など約54億円、約38%、それから起債が約64億円、約45%、一般財源が約23億7,000円、約17%となります。ただし、起債につきましては交付税算入の対象となっております。

それから、定住人口の話がございました。

事業着手前の定住人口につきましては、平成10年1月に事業区域を7.0ヘクタールに拡大し事業計画を変更した時点の区域内人口では230人です。それから、事業計画書によるところの将来計画人口は、今申し

あげた平成10年1月時点の地区内人口 230人から地区外転出者25人の減、及び集合住宅等の 245人の増を見込み、450人と設定しております。

それで、現在の定住人口でございますけれども、店舗等の後継者がいないことや家庭の事情による廃業及び店舗併用住宅を店舗専用としたことによる住宅移転、並びに公共用地確保による減価先買いなどにより、現在定住されている人口は 103人となっております。

定住人口も一つの計画目標となるものでありますが、本地区の用途地域は商業地域でございます。銀行、それから飲食店、商店、事業所などの商業等業務の利便の増進を図る地域でございます。本地域に勤務する昼間人口や飲食店、飲み屋さん街を利用する夜間人口がふえてきていると思っております。また、市の交流拠点であり県内外からの来訪者による交流人口をふやしていくことが、にぎわいのあるまちづくりであり活性化になるものと考えております。

将来、それから計画人口の見通しとのお尋ねがございました。都市施設の整備や商業施設の再編により人口も変動してきておりますが、これまでに道路等公共施設の整備も進み、地区外からは新たな店舗併用住宅が出店してきております。現在も、駅前地内の土地所有者からは、アパートを兼ねた店舗併用住宅の出店計画の話も来ており、今後こうした店舗併用住宅がふえていくものと考えております。

集合住宅については、地元寒河江駅前開発検討委員会並びに関係地権者とも話し合いをしてきておるところでございます。現在の社会経済情勢の中、採算性の問題もありなかなか厳しい状況にありますが、将来人口は当初計画したとおり 450人を目標としているところでございます。

それから、店舗数のことがございました。事業着手前の店舗数は、小売業、外食業、サービス業などを合わせて 106店舗となっております。現在の店舗数については、まだ仮換地先に建築がなされておらず、現在、店舗等の建築を計画しておられる方もございます。個人の事情による廃業等もありますが、新たに花せせらぎ庵、JAファーマーズマーケット、それからシブヤ化粧品等の小売業、及びそば処長陵亭、スナックなどの外食業、各種教室などのサービス業も出店してきており、小売業、外食業、サービス業などを合わせて現在67店舗となっております。

将来の店舗数でございますが、仮換地指定による総区画数は決まっておりますが、将来の店舗数については定めておらず確定もしておりません。しかしながら、駅南北都市軸となる都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線の整備によりまして、南側市街地とのアクセス性も向上したことや新たな道路が整備されたことにより、区画整理地区外周辺にも多くの来街者を受け入れる新たなホテルが建設されるなど、にぎわいが増し市街地の活性化が図られてきております。

いずれにいたしましても、道路等公共施設の整備はもとより、市営の駅前駐車場、駅前ポケット第1・第2駐車場等の商業基盤施設が完成しますと、商業地としての新たな魅力が付加され整備された駅前中心市街地の姿もはっきりあらわれることから、土地所有者及び出店を希望される方もより具体的な出店計画の検討が可能となり引き合いもふえるものと考えております。

今後とも、出店者の郊外志向と経済が低迷する中、新規出店には厳しい環境でございますが、出店者の検討は、駅前区画整理工事終了後に活発化すると考えられ、地元と一体となり貸店舗の情報発信や企業訪問等により店舗誘致に取り組んでまいります。

それから、喫茶店とか売店のことがあったわけでございますし、それから駅裏、私は「駅裏」と言っておりません、「駅南」と言っています、南口でございますが、その防犯対策についてでございます。

駅近くへ売店及び喫茶店の出店見通しについては、寒河江駅周辺の売店及び喫茶店についてでございますが、これまでの寒河江駅前開発検討委員会の中でもぜひ必要な店舗であるとの意見が出され、事業着手前にあった

J R内の売店キオスクについて、J R移転後も引き続き出店していただくようお願いをしまいましたが、社会経済情勢の変化による社内の方針などから撤退に至ったものでございます。

しかしながら、寒河江駅周辺は、仮換地指定のための土地利用ゾーニングを決定する際に沿道を商業地区と定め換地を行い、現在、食堂及びコンビニエンスストアが開店し、駅利用者を初め駅周辺の方々の利便性が向上してきております。また、現在、駅周辺で建築が行われていない仮換地先についても喫茶店等を兼ね備えた店舗の出店を計画し、申請等の準備を進めておられる方もおるようでございます。

それから、駅南口の防犯対策でございますが、移設後の寒河江駅は橋上駅舎となり、新たに南口交通広場を設けました。夜間における車両交通の円滑化と交通の危険防止・防犯上から照明灯を設置してあります。

南口交通広場の明るさ感に比較すると、隣接する若葉町、元町の住宅地内は暗く感じられるかもしれませんが、防犯上の明るさはおおむね確保していると思っております。なお、防犯灯の地元要望箇所につきましては、新たな設置も行っており、元町町会には平成14年度から15年度にかけて4カ所に設置し、今年度においても4カ所の設置を予定しております。

それから、防犯対策でございますけれども、これまでに寒河江警察による巡回監視を行っていただいておりますが、今年度、駅前地内にパトカースポット、いわゆるパトカー待機所でございますが、を設置してまいりたいと思っております。今後とも、地元町会及び寒河江警察署と連携を密にして不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

---

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 1問目に御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

2問目に入る前に、私は「自治基本条例」の制定についてということで質問の通告もしておりますし、聞き取りのときに私、間違っただけではないというふうに思いますが、市長は、多分勘違いをなさったんだというふうに思いますけれども、「住民基本条例」と、こういうふうに言われました。だからどうのというわけではありませんけれども、多分勘違いなさってそういうふうに言われたんだというふうに思いますけれども、繰り返し繰り返しこういうふうに言われておりますので、ちょっと気がかりだったものですから、そこをきちんと踏まえて御答弁をいただきたいなというふうに思っているところであります。

さて、その自治基本条例の制定についてであります。制定する考えはないというふうなことであります。一昨日の川越議員の質問にもかなり、その辺にも少し触れられておりましたので、大体予測は私もつきましたが、そんなところで来るのかなと思っておったところであります。見事に当たったと言えは当たったんですが、私にはそういう意味では大変残念であります。

そこで、2問目に入りますが、寒河江市では市民参加を具現化してまちづくりをこれまでも進めきているというお話が、今ありました。これは、これまでも私も何回も申しあげておりますので、ワークショップといえますかそういう形で取り入れたまちづくりといえますか、それはそれで評価をいたしております。これも何回も申しあげてきました。

ただ、いま一方の足りない面の指摘と反論は後ほどとしまして、その部分も取り入れるとまだまだ発展する余地を残しているのではないかなというふうに考えております。

それでは、ちょっと別な角度から御質問したいというふうに思いますが、主権者たる市民が自分のまちづくりに参画する、これは基本的なことでもありますけれども、先進的な自治体を見ても分権ということで騒がれる前は、なかなかこうしたことも実現しなかったわけでありまして。それは、知らしむべからずというふうなことが多分根底にあったんだろうというふうに思いますけれども、最近になってようやくこれが先ほど申しあげましたような形で進められるようになってきているわけでありまして。

市民参加というのは、基本的な考え方といえますか、でありますけれども、これが長の裁量によって行われなくてはならないというふうなのが、私の基本的な考えであります。

つまり、そういう意味でその条例を必要とするんだというふうなことなんです。そして、繰り返しますが、それについて普遍性を持たせるということがあるんだということでもあります。

行政の長にとって、都合のいい部分だけの市民参加をつまみ食いするようであってはならないというふうなことであるわけですが、そこで一つ市長に伺いたいと思いますが、佐藤市長は未来永劫、寒河江の市長ではありません。別の方が市長になるということもあり得るわけでありまして、したがってそういうふうな条例を制定をしておいて、何といえますかその時々長の裁量にゆだねられるなんていうことのないような形にすべきだというふうに思っているわけでありまして、そういうことのないようにというようなことで、条例の制定を申しあげたつもりであります。その普遍性を持たせることについて、市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、今、つまみ食いのお話を申しあげました。一昨日、川越議員からも御指摘あったわけですが、行政にとって都合のよい部分だけ市民参加をするやり方ですが、そのことだけをもって、さもすべての面で本市が市民参画をしているというような言い回しや錯覚は、これは私はいただけないんじゃないかなと思っ

ているんです。住民自治ということは何回も申しあげておりますけれども、市長御自身がそうした理念をきちっとお持ちにならないとこのような形になってしまうのではないかなと、こういうふうには私考えております。

俗に言われていることなんで余り気にかけないでほしいんですが、自治体の職員として長い間経験を持たれている行政の長は自治というものについて、職場で純粋培養のような形で育ってきているんで、なかなか発想の転換が難しいというふうに言われております。まさか佐藤市長はそれに当てはまるとは私は思いませんけれども、そんなことはないというふうに思うんですが、ぜひ少し発想の転換をしてほしいなと、こういうふうに願わずにはいられないと思っています。

そこで、一方の寒河江で実践されていない政策決定の市民参加について御指摘をしたいと思いますが、さっき政策決定の参加もしていると市長は答弁でありました。そこで、どこに問題があるのかということをはっきりしながらもう一回基本条例の必要性について、さらに認識を深めていただきたいと考えているわけですが、大変いい例になりますんで、一昨日も川越議員の方からありました。6月の議会の際にも多分あったと、ありましたんであれなんです、第五次の振興計画がこれから策定をされようとしております。市民参加で市民の議論にゆだねて、それをまとめる方法で策定してはどうだろうかというふうな提起があったんですが、残念ながらこれについても、審議会に原案を出し諮問するのが妥当だというふうな……、最も妥当だというふうに言われましたか、そういうふうにお答えになっております。

それから、6月議会の際には、市民の議論にゆだねる方法について、これは皆さんも御記憶に新しいというふうに思うんですが、白紙委任かどうか、丸投げで五次の振興計画をまとめるというふうな話もあったようですが……、というふうな形でわざわざそういうふうにかえられているわけですが、その後も私、主権者たる市民について「丸投げ」なんていう形で申されるのはおかしいのではないかなというふうな指摘をしましたが、何かちょっとおわかりにならなかったようですね。

大変、これは重要なことですから、後ほど指摘をしたいというふうに思いますけれども、自治基本条例というものは、1問目でも言いましたけれども、まちづくり条例であって、主権者たる市民が具体的にこれにかかわる、こういうふうなことなんです、具体的に政策決定やワークなどに参画をしていく、またそうしたことを実践することですけれども、それを、住民との約束事を書いたものというふうに私は理解をしているわけですが、そういうことからすれば、この振興計画というものはいわゆるまちづくりの基本であって方針であるわけです。それをつくる上で市民一人一人が参画をしていくということは市民参加を論じる上で、あるいは実施する上で、これは大変、私は重要なことではないかなと考えています。

座談会などで市民から意見を求めて、そういう方法も一つの市民参加と言えるんだというふうに思いますけれども、それよりもまして市民全体で自分のまちを自分たちがつくっていくということからすれば、そちらの方がより市民が参画した実感を味わえるのではないかなと、私は思っております。改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、先進地で行われております、この自治基本条例について触れられて、多分、触れられてというよりもそれをお読みになって、中身はわかりませんが、こういうものだというようなことをお読みになったのかと思います。抽象的で、しかも訓示的で、法律で書き込まれているというようなことが御答弁の中であって、しかし、そういうふうにあったわけですが、例えば憲法だって法律だって、めくればわかるわけですが、主権者は国民であったり住民であるというふうにきちっと書いているわけです。

しかし、先ほども言いましたが、行政には知らしむべからずというような潮流が脈々と、私はいまだにあるというふうに思っていますけれども、そういうことで本当の自治というふうな視点からすると、なかなか主権者たるには至っていないのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、余りいい表現ではあ

りませんが、主権者というものは絵にかいたもちにすぎないのではないかなというふうに考えておりますけれども。そういうことをきちっと、何といいますが、そうした条例のもとで正していくといいますが、そういうことが必要なのではないかなと思うんです。

分権がなされて、長の権限が拡大をされているわけでありましてけれども、自治体の中でも、私は分権を拡大していく必要がある。つまり、市民に対する権限移譲を図っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。それがつまり、私は住民自治だというふうに思っていますが、市長の見解がありましたらぜひ承りたいと思います。私の見方は違っておるのでしょうか。

それから、他の条例をもって訓示的というお話がありました。だとすれば、訓示的でないような形で、訓示的でないような具体的な実践を含めるような、市民の参加ができるような実践的な条例を本市みずから、それこそ市民参加のもとで私はつくればよいのではないかなと、こういうふうに思っております。

ちょっと私のうがった見方もわかりませんが、情報公開を見るまでもなく、条例をつくと、何かにと行政側は縛りにかかるかといいますが、こういうふうなことがあるわけで、ある意味では長としては余りそんなものづくりたくないという気持ちがあるのかもわかりませんが、しかしやはりそれは地方政治の大道を歩む、このことが必要なのではないかと思います。そういう意味で改めて市長の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、後で問題を言いますというふうに言いましたが、多分これは今になったらわかっていらっしゃると思いますが、主権者が市民だということからすれば、丸投げというのはおかしいということは、市長、多分おわかりになっているというふうに思いますので、それはそれでいいです。もしわからなかったら、わからないと言ってください。後で私、もう一回御指摘を申しあげます。

それから、市長の政治責任についてもお尋ねをしたところでありますが、市長はだれからも批判されるものではないと、つまり私には責任がないんだと、こういうふうなことだったというふうに思います。しかし、本当にそうなんですか。多分、ここの議場にお集まりの皆さんは、市長は別にして「いや、それは市長に責任があるんじゃないのかな」とお思いになっている方が大半の方なんだろうというふうに私は理解をいたします。事実、いろいろな話をしますと、「うん、そうだそうだ」というふうに言われますから、多分そのようにお思いになっている方が大勢いらっしゃるというふうに私は思います。

残念だったという言われ方をこれまでもしています、きょうもしました。それは市長から見れば残念だった、そのとおりだというふうに私も思います。これだけで不十分ではないかなと思っているわけですが、これは市長は先ほども言いましたように任意合併協議会の会長として、責任者なんです。その責任者の言葉としては私はいただけないのではないかなと思うわけです。

例えば、合併を期待した市民からしても、やはり市長の責任はあるんじゃないかと、こういうふうに思っていると思うんです。結局、あなたができなかったんじゃないかと、こういうふうな指摘があると思うんですよ。その点は、財政も職員も配置をしているわけでありまして、そういうことについての表明は必要なんではないかと私は思っております。

もちろん、合併に反対をしている住民は、それみたことかと、こういうふうに言うに違いありませんし、だから市民の意識調査をしてやるべきだったんだなんていうふうにつけ加える部分も出てくるというふうに思います。要するに、合併が、賛成だったにしろ反対だったにしろ、市民はいずれにしても市長の責任はあるというふうに考えているわけですよ。

それから、両方の会長というふうなことからすれば、朝日町や西川町に対してだって、私はそうしたことについて申し開きをする、会長としての義務があるというふうに考えます。市長の御見解を伺いたいと思います。

それからもう一つ、逆にお聞きしましょう。だれからも批判されることないというふうなことからすれば、私は勝手に解釈をして、責任がないんだということを市長が言われたのかなというふうに理解をしました。本当に、私が言っているとおり、市長は責任がないというふうにお考えなのかどうか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それから、この前の6月議会で私がこうやって質問をしている何日間か後に、朝日町の町長が合併断念の責任をとって四選出馬を断念すると新聞に載りました。私が質問しているときに相当心を悩めておったのだらうなと理解しておりますが、新聞によりますと「合併を推進した町長として、リーダーシップの欠如を反省し責任の重さを痛感している」云々と、こういうふうになって、見出しに「四選出馬を断念、合併断念で引責」とあるわけです。そこからすると、先ほども言いました、全体の長でありますから、私は市長が六選に出馬するとかしないとかは別に、私は長としての責任はあるものというふうに考えておりますが、先ほどの関連でお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、駅前再開発事業についてもお尋ねしました。

なかなか、目標数値に届かないというようなところもあったように思っております。それは、これからの取り組み次第だというふうに思いますし、大きな予算を事業費として費やしているわけでありますから、その成功に結びつけていただきたいということを最初にお願いをしておきたいと思っております。

そこで、一つ、私も市長におわびをしておかなければなりません、**「駅裏」**というふうに私も申しあげました、**「駅南」**だという御指摘をいただきまして大変申しわけないというふうに思っております。市長の言うとおり、**「駅裏」**では何だか格好悪い、**「駅南」**の方があたりもいいし、何か明るい感じもするし、その方がいいだろうと謙虚に受けとめて、そのように今後言わせていただきたいと考えております。

そこで、進捗状況についてお尋ねしたんですが、ちょっと気がかりな部分があったものですからお尋ねをしたいと思います、これまで検討されておりました駅前温泉の利活用についてはどのように進んでおられるのか、ひとつお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

以上、2問にしておきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんあったようでございますが、「自治基本条例」と議員は通告なされておりますが、私が「住民基本条例」というような受け取り方で答弁したというようなことについては、これは申しわけなく思っておりますが、住民基本条例という言い方を、ほかの制定している団体もありましたので、ついつい住民基本条例という物の言い方をしたということを御理解願いたいと、このように思います。

それから、私は、先ほど第1問で地方自治法第1条の地方自治の本旨というようなことを申しあげたわけでございますが、御案内のように民主的な、それから能率的な行政の確保ということと、そしてそれらによって健全な発展を期するというところでございまして、これは憲法92条等々の趣旨からもそのとおりだろうと思っておりますけれども、そうしまして団体自治あるいは住民自治というものは、これはいついかなる時代が変わろうとも、これは私は動かないものであって、それがこういう地方分権の中でこういう基本精神というものがいろいろ言葉や形になってあらわれてきているものだろうと、このように思いますけれども、まずは地方分権、いわゆるこれが団体の自治であり住民・市民が主権を握って、そして市勢の発展に期するというようなことは、これはいつの時代であっても同じだろうと、このように思っております。

ですから、何もまちづくりに対して市民参加というようなことは、今に始まったことでない、そういう基本的な精神というものは、これはずっとベースを流れているものと、このように思っておるわけございまして、どうも長の裁量権が大きくて市民の権限といえますか市民の声というものが響かないようになってはならないと、こういうようなお話かと思っておりますけれども、首長にありまして、先ほど第1問で申しあげましたように十分市民の声を聞きながら、あるいはこちらから入って行って市井に学ぶという気持ちで入っておるわけございまして、ですから市長の裁量権だけが大きくなって住民の主権者としての気持ちというものを忘れているのではないかというようなお話は、私は全然受けとめておりませんし、そういう気持ちでやっているということでは毛頭ないし、これからもそういうことはあり得ないと、このように伝えておきたいと思っております。

それから、またつまみ食いの話とか都合のいいところだけを言っているようだ、こういう話がございましたけれども、何も私は、グラウンドワークの例をもって前回は話をしたわけでございますけれども、あれの気持ちというものは、何もグラウンドワークの活動だけでなく市民全体、寒河江市民4万4,000市民の中に非常に強く意識づけられ、それが活動に結びついているんだと、このように理解しておるわけでございます。ですから、このような寒河江の発展、あるいは大変貌というものを遂げてきたんだらうと、このように思っておるところでございます。

それから、市長は純粹培養でないかという話でございますけれども、私は純粹培養された覚えもございませんし、全然そんなことは思っておりません。試験管の中で培養されてみたりとか、あるいは何ですか、化学的反応でつくられたような人間ではございませんから、こういう生身の人間でございますから、常に時代の変化といえますか流れというものを、これを察知しながら、そして先取りをしながら進めてきたと思っておりますし、いろいろな反省をすべき点は反省をし、御批判は御批判として承り、そしてその中から寒河江としてのすぐれたものをつくり出していこうと、常に前を向き、私は進んできたなと思っております。

ですから、この前も申しあげましたとおり、10年先を見据えてまちづくりをした、日本一のさくらんぼにしましても花・緑・せせらぎにしましても、今になってようやくさくらんぼが芽が吹いているとか、あるいは花・緑に対する、景観に対する環境に対しての国民の気持ちというものが、覚えておると思っておりますけれども、寒河江はもう既に何十年前、何十年でないですけども、少なくとも10年以上前からそれを取り上げてここまで来たということは、そういうまちづくりに市民が賛同し、市民の声というものを一体となって受けとめ、あ

るいは市長の気持ちにもこたえて、そしてやってくださったと、こういうように思っておるわけでございまして、何も私のみがひとり走っているとか、あるいは発想の転換もなくしてやっているということではないと私は思っております。

そういう意味においての振興計画についてのお話がございましたけれども、これは条例等々に定めるところによりまして市民の声を十分聞くと、あるいはそういう手続なり順序を踏まえてやるということを書いておりますから、何も、丸投げとか、あるいは市民参加を無にしているというようなことには当たらないと思っております。

それから、「知らしむべからず由らしむべし」というようなことというのは、これは議員はおっしゃいますけれども、寒河江の市民の中でそんな気持ちを持っていられる方というのは、私はまずほとんど、まずないと思います、議員はいざ知らず。本当に、今の時代、寒河江市の中でそんな気持ちをとっている方というのは、私はないと思っておりますので、それだけ寒河江市としましては市民の声を受けとめてやってきたということになるのではないかなと、こう思っております。

それから、何ですか、市民への権限の移譲というようなことがありましたけれども、やはり先ほど団体自治、住民自治ということから申しあげましても、これは市民のいわゆる市政に参加するところの、これは権限と言ってはなんですけれども、市政に参加するところのあらゆる機会を通してやるということは、これは何もいつの時代でも変わらないと思っております。

そんなことから、自治基本条例というようなことにつきましては、1問でも答弁申しあげたとおり、条例制定ということにはなじまないのではないかとということで制定する考えはございません。

それから合併について、また市長の責任ということがあったわけでございまして、協議会の会長としての責任もあるのではないかと、あるいは朝日の町長の辞退というようなこともあるんじゃないかというようなことを出されておりますけれども、何回も申しあげましたように、この経過から申しましても、あるいは任意協議会から法定協議会に移行できなくなったということの経過というものは十分御承知かなと、このように思っております。

それにつきましては、アンケートの結果が賛成に至らなかったということが、寒河江市長にどうして責任が転嫁されるんですかね。そういうことから、説明会とかアンケートというものは、西川町、朝日町で準備して、そして町民に説明しているわけでございまして、それで町民は判断して合併に対して賛成ということに対してはノーといいますか、賛成多数が得られなかったということでございまして、私、協議会の会長としまして西川なりあるいは朝日の町民に対して説明会をしたとか、あるいはアンケートをとったというならば、協議会の会長としてもこれはそれなりの責任というようなことも言われるかもしれませんが、みんな協議会の委員の方が全員、賛成の中で協議会の資料をまとめ、建設計画なりあるいは振興計画というものをつくったわけでございまして、それを両町が、特に西川町はそれを自分たちのコメントをつけて、見解を付して合併しなくともやっていけるんだと、そういうようなことを書いておりますから、それに基づいて町民が判断したと、このように思われるわけでございまして、それを受けて協議会としましては法定協議会に移行することは不可能だという判断をしまして、また協議会を開いて、そしてそこで法定協議会への移行は断念せざるを得なかったと、こういうことでございます。

そもそも合併のスタート、合併しようかなと、話し合いをしようかなというスタートから、両町でやるうというのに対しまして、私もこれからの地方自治、地域のあり方というものを見た場合におきましては、それは合併ということの必要性を感じておったわけでございますから、一緒にやりましょうと、こういうことでございますから、でも、アンケートの結果というものが出たわけでございますから、そこまで私は、その結果が出

たことに対しまして寒河江の市長が責任をとれというようなことは、どうも議員のおっしゃること、前回と今回、また言っているわけでございますけれども、そのお話は受けとめるわけにはございませんでして、それは責任というようなことについては、私は考えておりません。

それから、駅前通りに市民浴場ということですか。これは、市民浴場といいますか、あれは銭湯場といいますか、それにつきましてはなくなったからはっきり言っているわけですが、なか湯がなくなってから、それからなか湯さんの土地をちゃんと仮換地して駅前通りにあるわけでございますから、そこにまた、駅前通りの商店街組合の方々が何とか復帰させたいものだなと、このような気持ちでこれまでる会合しておるところでございまして、総会等々におきましてそれらを決めまして、具体的な活動にこれから入ろうかなというようなことではございますが、市といたしましてもそれらの商店街の動きに対しましては十分お話に乗って、あるいは指導できるところは指導の手を加えて、まいろうとこのように思っております。

けれども、何にしましても、だれが建てるか、建設するか、あるいはどのようにして運営していくか、それらの資金ぐりというものをどのようにして確保するかと、こういうことが課題になるわけではございまして、問題になるわけではございますので、今現在、それらについて大きな悩みを抱えて、課題を抱えて今取り組んでいるさなかだろうと、このように思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。残り時間、わずかですので簡潔にお願いします。

内藤 明議員 どのくらいありますか。

佐竹敬一議長 7分くらい.....。

内藤 明議員 8分.....。

では、その8分を有効に使わせていただきます。

なかなかかみ合わなくて大変なんですが、自治基本条例の問題なんですが、私も自治基本条例をつくることによって、例えばこれまでできなかったことが、市民が突然できるようになるなんては思っておりません。そういう意味では、今の法律の中で運営するわけですから、なくとも不都合は別にはないんですね。ただ、今非常に財政危機ということで破綻に至ろうというふうになっているときに、そういう意味では行政のひとり舞台というものが崩れ去ろうというふうになっているときかなと思っております。

そういう意味では、今後どういうふうにしてまちづくりを運営していくのかということが課題になるわけでありまして、ただ単に市民参加でいいんだというようなことでなくして、まちづくりをするための設計図と、先ほど私申しあげましたが、そういうものが必要になってくるというふうに思うんです。そうでないと、どうしても市民サイドからすれば、肝心なところに私たちを必要とせずにして、ワークの方にだけ入れられるという気持ちが出てこないとも限りません。したがって、行政と市民とそれぞれの役割を、まちづくりの進め方についてルール化しておくことが、今重要なんだということで御提起をした次第であります。

既に、例えば振興計画などについては条例でやれると。確かにそうですね。しかし先進地を見れば、例えば東京の三鷹市などのように市の基本計画をつくるに当たって、全体の市民参加を実施をされている地域もあるというふうに聞いております。もちろん一定の準備の期間は必要でありますけれども、そういう意味で何といえますか、気持ちには面倒くさいものには市民参加をさせるななんていう気持ちは市長にはないというふうに思いますけれども、これは為政者の、そういうことまで含めて市民参加なんだという自治に対する考え方一つなんですね。そういう意味では、原案を出して諮問をすることが最も妥当なんでしょうという考えからすると、まだまだという感否めないわけでありまして、ぜひもう少し研究をしていただきたいというふうに思っております。

それから、丸投げの話が出ました。これは私が言ったんじゃなくて、市長が市民サイドに丸投げはしないと、こういうふうに言われたものですから、そういうふうな考え方はおかしいんじゃないですかと私は指摘をしたつもりであります。

なぜなら、市民は主権者なんです。主権者がそういうことでは、先ほど言いましたように、今から分権の時代であって、権限は市民だ、市民にあるということからすれば、主権者たる市民に丸投げなんていう言い方はおかしいんじゃないですかと、こういうふうなことを言ったわけであって、私が丸投げと言っているわけではなく、市長が丸投げはしないとというふうに言ったんです。ですから、そういうふうな言葉遣いは適切性を欠くんじゃないですかと、前に指摘をしたつもりであります。御理解をいただけなかったようで大変残念ですが、そういうことでありますので、ぜひその点については御認識を改めていただきたいというふうに思います。

いろいろあります、もう時間がなくなりましたんで最後に申しあげますけれども、要するに行政というものは、市長の責任なんです、結果責任なんです。だからこそ、市長に責任があるんだと。何のことないですよ、私の不徳のいたすところと、こう言えば済むわけですよ。そういうことを指して、市長にみんな責任があるんだということを言っているわけです。そういうことも市長として理解できない、本当に理解できないのか、わかっていて言わないのか、私はわかりませんが、本当にわかっていないとすれば、私は市長としての資質について問われるのではないかとこのように言わざるを得ません。ぜひ、謙虚に受けとめていただき

たい、こういうふうに思っております。

それから最後に、私もいろいろなことで話をしますし、職員の皆さんも話をします。議員の皆さんもそうですが、いわゆる市長のそばにいる助役初め課長の皆さん方もぜひ、何と申しますか、そういう意味では国に逆らっても市民のためになるようなことは、ぜひしていただきたいと考えているわけですが、余り偉そうなことは言えませんが、「逆命利君」というような言葉があります。今、そういう言葉は余りはやらないというふうに思いますが、要するに今流に、自治体流に言えば「逆命利民」というふうになるんだと思いますが、そういうこともきちっと指摘をする、このことが大切なことではないかなというふうに思います。

ぜひこのことをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最後の御意見といいますが、発言でございますけれども、うちの職員は、助役であろうが収入役であろうが、各課長であろうが、市長に対しては十分意見を言って、そして私も言っております、お互いによりよい市政をやっていこうというところの意識と、それから意見の交流というものはやっているわけでございます、何も市長が言ったことを皆、唯々諾々というような職員ではございませんから、その辺は十分御理解を願いたいと思います。

## 荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として、通告してある16番の教育問題について質問をいたしますので、教育委員長の答弁を期待するものであります。

教育は、人間を人たらしめている言葉、法律、そして貨幣等々を含めた文化を継承することであり、エデュケーションの語源、エデュカールは引き出すという動詞であります。先生方の魅力、実力、そして腕力によって生徒個々人のパワーを開花させる行為であります。

そして、教育は、外部経済であり、本市の財政が潤沢だろうが逼迫していようが、大人が覚悟を持ち、市民が熱意を持って取り組まなければいけない事業でもあります。

環境及び計量経済学の佐和隆光氏によれば、経済活動の眼目は三つであり、1. 個人の生産性の向上、2. 適正な所得再分配、3. 雇用の確保、この3点達成を図るためには、教育の充実こそが大切なのだそうです。

また、同氏は日本の教育を考える10人委員会の委員長であり、同会の調査によると、義務教育費国庫負担金の見直しで、現在の財源が確保される自治体は9都府県だけにとどまり、最も厳しい北海道では515億円の減収が予想されるそうです。この格差を交付金で埋め合わせるにしても、国家財政がとてつもない状況では十分な穴埋めができるのか五里霧中です。これでは、教育の機会均等も危惧されるというものです。

日本の現今の完全失業率は4.9%であり、15ないし24歳間に限れば、その倍近く、男は11%、女7.7%もあって、フリーターは417万人余とも言われています。「フリーター亡国論」などという本が出版されるゆえんでもあります。

最近では、NEET（ニート）と呼ばれる横文字が誕生する始末です。この言葉は、「Not in Education Employment or Training」の頭文字をとったものであり、和訳すれば「働く意欲がなく、通学もしていない若者」とでも呼ぶ存在です。4年前に43万人いたのが現在では63万人にもふえ、フリーターよりも深刻な問題となっています。これも、逆から言えば教育とトレーニングさえ拡大充実させれば、若者の雇用は確保されるということでもあります。

厚労省では、若年雇用対策の一環として、むだだとの声が上がる中、就業支援に27億円の予算要求をしようとしています。今春4月30日の日経新聞に「景気偏差値ベストテン」という記事があり、本県山形は7位で60.6でありました。第1位は75.9の三重県で、北川正恭知事時代には家電メーカーのシャープに90億円の補助金を、徹底した情報公開及び共有のもとで出し、4,000億円の出荷額と1.2万人の雇用を生んだそうです。公共事業90億円で1.2万人の雇用創出が可能でしょうか。これこそが経世済民であり、生きた投資と知恵の捻出だと思えます。

柔らかな能力、たくましい足腰と胃袋を持つ人に成長するためにも、教育は手間暇はかかりますが大切だと思います。

さて、本県では平成13年に少人数授業導入を目指しやまびこプランが生まれ、平成14年から3年間で小学校全学年で少人数学級編成を達成しようとする「さんさんプラン」が実施されました。まず、本市内におけるさんさんプランの成果と課題、そして将来の展望を伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 お答えいたします。

教育山形「さんさん」プランは、きめ細かな指導により基礎・基本を徹底するとともに、いじめ、不登校など今日的な教育課題の解決を図るため、1学級の人数をこれまでの40人から33人にする取り組みです。

平成14年度からスタートし、実施初年度は小学校の1学年から3学年までが対象となり、寒河江市では2校4学級が該当しました。平成15年度は5学年まで拡大し、寒河江市では3校6学級が該当しました。そして、平成16年度は6学年までで、つまり小学校の全学年で少人数学級となり、寒河江市では3校8クラスが該当しています。

このさんさんプランの成果について、山形県教育委員会発行の「さんさんガイド」に詳細が報告されておりますが、寒河江市の小学校における成果と課題をお答えいたします。

成果は、大きく三つあります。一つ目は、楽しくわかる授業づくりが推進されているということです。具体例を挙げて説明いたします。

ある小学校の3学年は39名の3クラスでしたが、さんさんプランが導入されて28名の4クラスになりました。このことにより、児童一人一人の存在感が大きくなり、きめ細かな指導が可能になりました。例えば、国語の授業において39名という多人数では、1時間のうちに一人一人の読みを十分に聞いてあげることは困難でした。これが28名ならば余裕を持って対応できますし、児童の活動・活躍の場面もふえることになりました。

また、少人数になったことにより、つまずいている児童への個別指導の時間も確保できます。例えば、少人数ならば教室のスペースにも余裕が生まれ、多様な学習形態を工夫することにもつながっています。

以上、御紹介したようなきめ細かな指導は、児童の学習意欲を高め学力向上に効果的であると考えます。

成果の二つ目は、不登校や欠席が減少したことです。寒河江市において、さんさんプランに該当する小学校の不登校児童数及び欠席総数を平成13年度から15年度まで調査すると、どちらもおおむね減少していることがわかります。

例えば、ある小学校の該当学年の欠席総数を追跡調査した結果、平成13年度は423人、平成14年度は264人、平成15年度は223人と次第に減少していることがわかりました。別の学校からは、家庭との連携にも余裕が生まれ、欠席の減少につながっているという報告もいただいております。

成果の三つ目は、少人数学級のもう一つのねらいである温かな人間関係づくりが進んでいることです。これは、積極的な発言がふえた、学級のまとまりがよくなった、話し合い活動に深まりが出てきた、友達がふえた、子供との対話がふえたなど、該当校からの報告により把握することができます。

一方、課題もございます。さんさんプランの課題として最も大切なことは、学級の人数が少なくなったことに満足するのではなく、少人数だからこそできるきめ細かな指導のあり方をさらに研究していくことです。そして、子供にとって価値ある授業と温かな人間関係を育てる学級をつくり上げていくことが何よりも重要です。そのためにさんさんプラン該当校で研究実践して得られた成果を、さんさんプラン非該当校にも普及、発信していくことも重要な課題です。

寒河江市教育委員会といたしましては、さんさん非該当の学校も含め、教育条件をさらに整備し、学校を最大限支援していく所存であります。以上です。

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

いいところと課題を言っていたいたんですが、私は9月1日、陵南中の学区議員と語る会で話し合いというか説明を聞いてから学校を視察し、その後懇談をしてまいりました。

よかったと思ったこと二つ。まずは、小学校の話聞いて中学校のことを言って申しわけないんですが、中学校では習熟度別授業、要するにウサギと亀さん、もっとハルウララとかに分けて授業をやっていたんです。これが多分、小学校でやった授業というか、クラス編製の延長上で多分やっておられることだなと思っていました。

もう一つ、障害者の学級を私は見てきたんですが、6名ほどの生徒さんに、先生が多分、何か先生の名簿を見るとサポーターとかとなっていました、4人がかりぐらいです。しかも、額に汗をして和紙づくりに取り組んでおりました。すごくいいことだなとは思っています。去年行ったとき、その障害者のクラスから私、本に挟むしおり、多分障害者がつくったのではないと思いますが、合作だと思いますが、すごくいい作品だなと思って、私は大事にしております。そういうことをするためには、先生というかサポーターがいっぱいいないとできないんじゃないかなと思っています。

最後に、懇談のときに私、質問してちょっとメモするのを忘れたんですが、先ほどいい点として不登校児の減少があるということを知りましたが、陵南中ではたしか2%余と知りましたが、一番多かったときよりどのくらい減っているのか、ちょっと私、聞いていなくて、すぐに答えられるとは思いませんが、最悪の時代よりどのくらいよくなったのか教えていただければうれしいなと思います。不登校は、いろいろ見かけるわけですが、個人名を言うわけにはいきませんが、そういうことを教えていただければなと思います。

もう一つ、これは聞いた話ですから、さきの話。ことし、たしか合同庁舎で、来年度から取り入れる教科書の展覧会じゃない、見せるというのがありましたよね。多分、来年から取り入れる教科書はもう決まっているんだと思うんですが、私が家にいるとじゃんじゃん電話がかかってくるのは、塾の勧誘が一番悩みの種というか、受験生がいるからだと思うんですが、文科省の予算が教科書の無償化というか、小学生から中学生まで教科書をただでやっていますよね、たしか何百億とかの予算があると思うんですが、その趣旨は私は賛成ですが、結果として教科書がすごく薄くなっていると。ましてや土曜日も休みで、土曜日休みと言っはいけないんですね、週五日制で、教科も3割減になったと。

以前、私、文芸春秋で加藤紘一さんの日記を拝見したことがあるんですね。娘さんが高校3年生のときに、受験勉強を加藤紘一さんが教えているんですね。多分教科書がせめて、広辞苑とは申しませんが、少年ジャンプぐらい厚いと、私が、ハルウララの頭で教えることができるかどうかわかりませんが、塾に頼らず、私の町内にもというか隣組にも塾がありますが、塾に頼らずとも何とかかんとか教えられるのではないかなと、妄想みたいなことを思っています。

無償化はいいんですが、ぜひそういうところにも配慮して、何か聞いたら、地図帳なんかだとメーカーが二つほどしかなくて、国語とかそういういろいろなところだといっぱい選択の余地があるということを知りました。せめて、枕にならなくとも厚い方が何とかして……。日本は教育費と住宅費が異常に高いので、そこら辺にも配慮していただいて、来年度からのあれには間に合いませんが、その以降にできるようにしていただきたいなと思っています。

何か、いい点を聞いて不登校児がどうなったと聞くのも何かおかしいんですが、ぜひ数値を、わかっているなら教えてもらって、わからないなら後で結構です。ぜひ、それお願いしたいと思います。2問で終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 私が、西郡の教科書採択の協議会の会長になっていきますので、私の方から教科書採択についてお答えいたします。

確かに、教科によって多く出ている本と少なく出ている本があります。地図なんかはやはり二つの会社からだったと思います。算数とか国語に関してはかなり多くの会社から……、はっきりは忘れましたが、多くの会社からあります。

それを選ぶときに、厚いとか薄いとかと、そういうものでなくて、研究委員の方に十分研究していただいて、それでいい点悪い点等をずっと記入して検討したものを書いていただいて、私たちがそれをまた検討し、それで選んでいるわけで、これは厚いとか薄いとかでなくて、生徒の将来ためになるような本を選んでいるつもりです。

その他については、学校教育課長の方から答弁させていただきます。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 具体的な不登校の人数ということでしたけれども、小学校がさんさんプラン該当になっていますので、小学校について述べますが、寒河江市の場合、不登校という定義もあるんですが、年間30日以上、病欠以外で欠席の児童ということになっておりますが、これまで最大の場合、小学校は9名おりました。現段階では、寒河江市内今3名で推移しております。なお、さんさんプラン今年度から6年まで該当になりましたので、さらにきめ細かな指導をしながらゼロになるよう進めていきたいと考えているところで

## 遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

寒河江市の財政問題についてでありますけれども、私は過去に何度も取り上げてまいりました。最近では、ことしの3月定例会市議会でいわゆる政府の三位一体改革との関連で、地方の自立を促すと言いながら地方交付税を大幅に減額する、これを先行させて、結果的には地方自治体を兵糧攻めに追い込むような今の政府の欺瞞性を指摘をして、地方から反対の声を上げていくべきだと市長に強く要請をしています。

その上で、本市の深刻な財政危機を踏まえて、その打開のためとして以下三つ、一つは投資的事業の見直しの基準をつくるべきでないかということ、二つ目には大型プロジェクト事業の整理縮小を行うことについて、3点目として膨大な市債の償還計画についての3点について市長の対応をただしています。

その際市長は、厳しい交付税減額などの背景を受けて、歳出の抑制の方向を打ち出して投資的経費を削減する、そして市債の借入を減らしていくと答弁をしています。それとの関連で、重ねての質問になるものもあるかと思いますが、大事な問題ですので改めて答弁をいただきたいと思います。

小泉政権は、大企業の国際競争力をつける必要があると、そういう名目で規制緩和と構造改革という、いわゆる新自由主義の路線をひたすら突っ走っているわけでありまして、そこからはもはや地方に回す政府の金など、むだ金であるといわんばかりの対応をとり続けています。

こんなときにこそ、地方の自立、自助、分権の確立などという声に踊らされないで、地方自治体の運営に不可欠の地方交付税の減額に、断固として反対をしていくという姿勢が求められていると私は思います。しかし、そういういながら残念なことには、地方は政府に対して抗議の声を上げながらも、現実には厳しい財政危機に追い込まれているわけでありまして、いや応なしにその対策に取り組まなければならないというのも現実であります。

ですから、問題は、その行財政改革の方向であります。寒河江市は、12月末をめどに行財政改革大綱を作成して、その基本方針をすべての事務事業の見直しと改革目標設定を行った上で、効率的で生産性が高い行財政運営の実現を目指すとしています。

実は、小泉内閣がこの間行ってきた構造改革路線も、郵政民営化に代表されるように規制緩和の徹底、そしてバブルで弾けた大企業の競争力の回復と。しかも、税負担については直接税よりも消費税などの間接税の比率を高める、そして企業の税の負担を軽減する。さらに、莫大な公的資金の直接投入などを進めながら、行政については効率化し生産性を引き上げなければならないという理由で、非効率的な行政の事務事業を民間に開放して、新たな民間市場の創設というふうな一連の流れがあるわけでありまして。

今回、寒河江市の行財政改革大綱作成の基本方針についても、今議会での同僚議員への佐藤市長の答弁をあわせて考えると、小泉内閣の路線を踏襲しているのかなという思いがいたしました。

私は、自治体の事務事業に一律に効率性や生産性という概念を持ち込むことについて問題はないのか、強い疑念を持つものであります。

寒河江市の財政危機の基本的な原因、これは政府の公共投資拡大路線に忠実に従ってきた結果ではないかというふうに考えます。県内13市も、各市の決算資料を見ると似たような状況にはあります。ただ、中でも寒河江市のいわば特徴と言えるかもしれませんが、以前も指摘をした記憶がありますが、地方債の現在高の歳入総額に対する割合が、13市の中で東根、村山に次いで3番目に高い1.46倍、実額にしますと242億5,000万円になっているわけでありまして。またもう一つ、財政調整基金などを初めとした積立金の現在高、こ

れも歳入総額に対する割合は上山市に次いで少ない 0.044倍、要するにほとんどないわけです。7億 3,000万円であり、これは14年度の決算ですけれども。

そうした点も含めて、寒河江市の財政状況について、佐藤市長はどう見ているのか伺いたいと思います。

質問の2点目としては、市債についてであります。

私は、これまでも機会あるごとに申しあげてまいりましたが、財政を改善させる一番の方策は市債残高を計画的に減らすこと、これに尽きるわけであり、市長は市債について、公共投資の成果は後年度の世代にも恩恵をもたらすものだから負担を公平にする、要するに平準化するのは当然だと言っています。それは一般論としては成り立つわけですが、現在実施している一つ一つの投資的事業の是非を後世の世代にゆだねることはできないのであります。

多額の負債を伴う投資的事業については、慎重にも慎重な態度で臨む必要があります。市債残高の絶対額を計画的に削減していくためには、不要不急の投資的事業などの抑制で新規借入れを減らしていくことでありますけれども、その目安として私は、これは市長も3月議会で答弁しておりますが、当分の間、毎年の市債借入額を、いわゆる返済に充てる公債費よりも低く抑えるという原則をしっかりと堅持することではないかというふうに考えます。そのことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

3点目として、財政調整基金を計画的に積み増ししていくことについて伺いたいと思います。

今年度の年度当初の予算は、交付税が大幅に減らされたということもありまして、財源手当てとして財政調整基金を初め各種基金を大幅に取り崩して予算編成するという、非常に苦しい対応をせざるを得なかったわけであり、そのために、基金残高は多分1億ちょっとしか、要するに財政調整基金ですけれども、1億ちょっとしかなくなったのではないかというふうに思いますが、このまま政府の姿勢が変わらない限り、来年度はさらに交付税が削減される、そういう見通しであります。

そうした中で、いわゆる困ったときの貯金、この基金の存在は不可欠であります。今年度の予算編成の苦勞を教訓にして、来年度以降、基金を積み増していく必要があると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

四つ目は、事業の見直しの基本方針に関連して私たちの見解を申しあげ、市長の見解も伺いたいと思います。

私たちは、金がないといっても基本的なスタンスを地方自治体はしっかりと守るべきだと思っています。その一つに弱者対策があります。最低基準である、いわゆるナショナルミニマムをきちんと設定をして、それを守っていくこと。市政の基本的なスタンスについては、福祉や教育、市民の生活基盤の充実という姿勢を堅持すべきであります。これが第1点であります。

二つ目は、クア・パークや最上川緑地整備など、いわゆる大型プロジェクト事業の見直しをしっかりと行うということであり、そして、そういう市民生活に直接かわらない事業の見直しを通じて、本来使うべき方途に予算を使うべきだというふうに考えています。

例えば、今議会でも提起されてはいますが、低所得者に対する介護保険の利用料や保険料の独自の減免制度を創設する問題や、先ほどの質問でも内藤議員からありましたが、駅前再開発地域へのいわゆる公衆浴場を配置する問題、これは市の対応が不十分なためにすったもんだしているのではないかというふうに思っていますけれども、例えば公設民営などの手段をとって、イニシアチブを市がしっかりとれば実現するものだと私たちは考えています。それから、中学校給食を実現するなど、いわゆる市民の福祉や生活向上に直接つながる部門に、投資を振りかえるべきであります。

先般の議会で、質問者が触れた最上川緑地整備に関連して、この際申しあげておきたいことがあります。

アテネオリンピックでのカヌー競技の西村山出身者の活躍についてであります。私は、自分の次男と同学年で、ともに寒河江ダムや河北町の引竜湖などでの練習に明け暮れた竹屋選手を初め2人の選手をよく知っているだけに、胸踊る思いで激励会にも出席をさせていただき、期待もして応援した一人であります。

この間、2人の選手を初め多くのカヌーにかかわってきた人たちは、現在の与えられた環境の中で存分にその才能を伸ばして実力をつけてきたのであって、そのことと最上川緑地に多額の市費を投じてカヌー場を整備することとは、直接関係のないことでもあります。竹屋選手が、高校高学年になってから練習を積んだ河北町の最上川の親水公園は、当時の建設省が全額負担して整備してくれたものであります。何も地方自治体がお金を使うことはなかったのであります。金をかけた立派な施設があるからといって優秀な競技者が育つということとはイコールではない、これは自明のことでもあります。いずれ、このことについては、改めて議論する機会があると思いますが、少なくともオリンピックでの県人選手の活躍まで引き合いに出して、最上川緑地整備の正当性を関連づけるというのいかなものかと思うのであります。

次に、民間委託の考え方について。

私は、民間委託すべてをだめだとは考えておりません。ただ、現在議論されている民間委託は、効率化、生産性という投資効果の側面のみが殊さら強調され、地方自治法に基づく行政の本来のあり方から説き起こす議論が軽視されていると思うのであります。

私は、公の機関が直接担うべき仕事とは何かをはっきりさせるべきだと考えます。

今の政府の手法に従えば、自治体でやっている仕事で民間でやれないものなど何もないといわんばかりであります。このままでは、働く者の権利や身分などが官民の区別なく極端に軽視され、歯どめもないまともめどなく民間委託が強行されていくのではないかと心配するものであります。このことについて、市長の基本的な見解を伺いたいと思います。

最後に、行財政改革の進め方について伺います。

愛知県名古屋市では、ことしの2月、第二次行財政改革計画（案）を市民に公表しました。それに対して、はがきやメール、ファクス、あるいは直接、広聴などによって広く意見を求め、ことしの4月にはその意見の内容もすべて市民に公表しています。民意を最大限尊重して行財政改革を進めようという姿勢が見られるのであります。

本市では、市民代表から成る行革委員会で審議してもらおうと市長は言います。これでは一般市民は除外されてしまいます。あくまで、市民に開かれた中で物事を決定していくためにも、案ができた段階で一般市民の意見を募る機会を、そして施策に反映させる機会を設けるべきだと考えます。この点での市長の見解を伺って、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、財政問題でございますが、先ほども話ございましたように、国の予算、地方財政計画、ともに大幅な赤字となっております、それぞれ厳しい財政運営を余儀なくされておるといことは、御案内のとおりかと思えます。

このため、地方分権の推進と国・地方を通じた健全財政の確立に向けた取り組みということで、税財政の構造改革と言われるところの三位一体の改革が行われておるわけでございます。

先日、三位一体の改革に関連しまして全国知事会や市長会などの地方6団体が、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめ政府に提出したわけでございます。

地方に渡されたバトン、球を国に返したということでございまして、国ではこれから補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の見直しに係る工程表と全体像づくりを進めていくことになるわけでございます。しかしながら、地方6団体からの提案に対しまして、補助金を所管する関係省庁から強い反発と懸念の声が上がっておりまして、決着するまでには相当の紆余曲折が予想されるわけでございまして、きのう・きょうの新聞等々につきましても報じられておるところでございます。

一方、総務省は、このほど平成17年度の地方財政収支の仮試算というものを発表しております。それによりますと、地方交付税と臨時財政対策債の総額は、前年度比マイナス3.7%になっており、今年度より削減率が緩和されておりますが、依然として減少傾向となっております。

三位一体改革の論議の中で、今は補助金廃止と税源移譲のみに注目が集まっておりますけれども、目を転じてみますと国、地方合わせた長期債務残高は700兆円を超えておるわけでございます。こうしたことから、財務省サイドからは三位一体の改革と同時に、国と地方の財政のスリム化も図っていかねばならない、また基本的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化という大きな目標があり、今の時点で歳出改革路線の手綱を緩めるわけにはいかないなどの発言が出されておるわけでございます。

これは、国税収入が若干上向きとはいえ、国の一般会計の半分にとどまっていること、それに加え少子高齢化の進展で社会保障費が膨張していること、このため幾ら歳出を抑制しても借金は減らないという危機的な財政状況が念頭にあるからと思われまふ。また、国庫補助負担金の削減と、それに見合う税源移譲につきましても、税源移譲をできるだけ少なくしようとの動きも見られるわけでございます。

このように、厳しい国の財政状況や現在の動きを勘案してみますと、三位一体の改革で論じられている国庫補助負担金の改革、税源移譲、そして地方交付税の見直しといった、どの切り口から見ても地方にとっては、特に財政基盤の弱い自治体にとってはプラスに働くものは見当たらないというのが現状であろうかと思えます。

それでは、税はどうかといいますと、法人市民税にやや持ち直しの傾向が見られるものの、個人市民税は相変わらず低迷したままでございまして、固定資産税につきましても地価が下がっており増加の見通しは立てられない状況となっております。

一方で、扶助費や国民健康保険、老人保健、介護保険に関する経費、いわゆる社会保障費につきましてもは年々増加しており、少子高齢化の進展で今後ますます地方財政を圧迫していくことが見込まれます。

このように、今の地方は、三位一体の改革、財政のスリム化、そして少子高齢化の進展という大変革期の真ただ中にありまして、非常に厳しい財政状況となっております。

そういった中での寒河江市の財政状況についてでございますが、平成15年度の決算で申し上げますと、市

税が48億5,600万円、前年度比でマイナス1.3%、交付税が44億800万円、前年度比でマイナス4.3%、歳入全体で157億5,400万円、前年度対比でマイナス5.0%となっているわけでございます。

また、各種の財政指数等につきましては、財政力指数が0.511、前年度比ではプラス0.005でございます。経常収支比率が88.4、これも前年度比でマイナス0.4でございます。起債制限比率は11.4、前年度比プラスの0.6などとなっております。県内13市の中ではほぼ中間に位置し平均的なものとなっております。

しかし、今申しあげましたように、地方財政が非常に厳しいと、本市財政の厳しさも例外ではないと思っております。地方交付税等の減少による歳入の減と社会保障費の増は今後とも続いていく見通しであり、相当厳しい状況にあると認識しているところでございます。

このため、御案内のように6月に行財政改革検討委員会を立ち上げ、事務事業の見直しを進めてきたところであり、これから推進委員会、推進本部の審議を経まして行財政改革大綱、実施計画というものを策定しまして、その実践により効率的で生産性の高い行財政の実現と、財政の健全性の確保を図っていくこととしております。

市債についてお答え申し上げます。

市債は、基本的には世代間の負担の均衡を図るために借り入れるものでございます。御案内のとおりかと思えます。

市債の種類といたしましては、投資的経費に係るもののほか、国の施策によって借り入れる減税補てん債や臨時財政対策債などの特例債がありまして、投資事業だけが起債残高につながるものではございません。

本市ではこれまで、市債を伴う投資的事業につきましては、できるだけ残額をふやさないよう努めてきたところであり、市民の要求度や緊急度、それから有効性、そしてまちの活性化につながるかどうかなど、そうした視点から厳しく選択してきたところであります。

その結果、平成15年度の一般会計では、前年度に比べマイナス24.9%、平成16年度に至ってはマイナス34.7%となったところであります。駅前事業を含めた普通会計でも、平成16年度でマイナス39.6%、4割近い減額となっております。

こうした取り組みによりまして、平成16年度の予算で見た場合、普通会計におけるところの市債借り入れ予定額が約11億1,000万円、それに対して償還額が22億8,000万円、現金償還額だけを見ても16億6,000万円となっております。このように、借入額が元金償還額よりも5億5,000万円少なくなることから、今年度その分だけ市債残高が減る見込みであります。

このように、事業を厳選し市債残高の抑制に努めてきたところであり、今後においてもその考えに変わりはないものでございます。

それから、財政調整基金についての質問もございました。

御案内のように、平成16年度の予算編成に当たりましては、交付税などの削減によりまして歳入が大幅に減ったことから、財政調整基金5億円を取り崩し対処したところでございます。財政調整基金は、現在3億5,000万円となっております。1億円ぐらいでないかという話がございましたけれども、3億5,000万円となっております。来年度以降も厳しい歳入が見込まれますので、5億円程度は確保したいと思っております。また、今後においても、所要額が確保されるよう計画的な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、事業の見直しについての見解を問われました。

何点かあったわけですが、まず一つは行財政改革推進におけるところの事業の見直しに関連してでございます。

今回、行財政改革を実施するに当たっての基本的な考え方から申し上げますと、まず三位一体の改革とは何か、国における三位一体の改革は真に地方自治の確立に向けた地方分権改革でございます。そして、地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することであり、住民のニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、住民が豊かさやゆとりを実感することができるよう財政面の自由度を高めるための改革でございます。こうした大きな潮流の中で真に地方はどうあるべきかを問われているものと考えております。

したがって、新たな地方の時代を構築するには、これまで行ってきた行政というものをゼロから見直し、真に必要な事業の選択や市民、企業との協働による事業の展開など、地方分権に適した行財政改革の取り組みが必要であることから、今回全庁挙げて行財政改革をやるようとしているわけでございます。

その事業の見直しについて、議員からも幾つかの質問があったわけですが、ナショナルミニマムを設定し重視してはどうかと、こういうことですが、御案内のように、ナショナルミニマムとは、国民的な最低の行政水準を言っているわけでございます。福祉国家においては、国家は国民が健康で文化的な最低限の生活を享受できるよう、必要と思われる行政サービスを提供する義務があると考えられ、憲法25条の規定がナショナルミニマム保障の精神をあらわしていると考えられております。

それから、このナショナルミニマムというものは、経済が発展し生活水準が向上し、その生活意識が多様化するに連れて高度化の一途をたどっているとも言われております。そして、ナショナルミニマムとは具体的には何が、そしてどの程度なのか、時代の変遷で異なるものと思っております。

また、地方分権と言われる今日に至っては、地方分権推進会議の報告によれば、国民の生活水準が欧米諸国に比べてまだ低く、キャッチアップ、いわゆる追いつく・達成すると、このキャッチアップが国民に共通した目標であった時代はともかく、世界有数の経済大国となった今日にあっては、ナショナルミニマムの考え方自体が見直されるべきであるとしていまして、地方公共団体はそれぞれ地域住民のニーズにこたえて、地域ごとに最適な施策の組み合わせを探究し、その実現に努力すべきであると考えてしております。ナショナルミニマムの達成から、ローカルオプティマムの実現へと転換すべきであるとしているわけでございます。

私は、ナショナルミニマムにはいろいろな考え方はございますが、市政運営においてはやはり公平公正の原則に立ち返り、市民の豊かな生活をどう維持発展させていくか、そして社会全体をどう発展させていくのかということを考えるわけございまして、本来、国が設定するものであるナショナルミニマム、いわゆるつまり最低の行政水準を地方自治体で設定するという考えは持っていないところでございます。

それから、大型プロジェクト事業の見直しについての質問がございました。大型プロジェクト事業というものを見直して、直接市民の福祉生活向上部門に振りかえるべきだということでございます。

6月の一般質問で、大型プロジェクト事業について答えておるわけですが、事業の選択というものは、基本的には総合的な目で見た事業の必要性、特に将来あるべき都市像をにらんだところの事業も視野に入れながら、あるいは今を逃しては実施することが困難な事業の選択というものを考えながら、計画を立て実施していかなければならないものと考えております。それは、今ある私たちは、次の世代に継承する財産として残していく義務があるからであると思っております。

また、地方公共団体の役割というものは、地方自治法第1条の2、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとなっております。

ここで言う福祉とは、住民が政治、経済、社会、家庭など、あらゆる面における生活または活動において、

物質的また精神的利益を享受している状態を言っているとされており。そうした意味では、今年度に完成する予定の寒河江駅前中心市街地整備事業、それからこれからやろうとしている木の下土地区画整理事業、今着手して進んでおるところの最上川寒河江緑地整備事業など、こうした事業も広義で言うところの福祉の増進を図る、本市にとっては大事な事業であると考えているところでございます。

また一方で、私は市民生活と直結するところのきめ細かな施策というものもこれまで実施してきております。保健福祉医療、三位一体の寒河江型福祉や快適な居住環境の整備として宅地造成事業や道路、上下水道整備など、市民福祉の向上に努めてきたと思っております。

今後は、住民ニーズの多様化する今日において、一方では厳しい情勢というものを乗り越えるため行財政改革を進めているわけでありまして、その中で先を見据えた事業の選択、あるいは事業実施の方策というものを検討していかなければならないと考えております。

それから、民間委託についてでございます。

私は、行政にとって常に効率的でなければならぬと考えております。そして行政は最大の効果を上げなければならぬとも思います。しかし問題は、最終的には市民の方により高いサービスをどのように提供するのかということであろうかと思っております。

また私は、市や町が何でも抱える時代は終わったと思っております。したがって、今日の行財政改革を進める中で民間委託というものは大変重要な事項であると考えております。国の動きにおきましても、昨年の地方自治法の改正で公共施設の管理運営を民間企業に委託できるようになるなど、また新聞報道によれば厚生労働省では水道事業を民間企業に委託しやすくする制度を導入することなどが記事として掲載されているわけでありまして、民間委託に期待するものが大きいのではないかと思っております。

私は、民間委託を実施することによって得た予算の余剰枠といいますが、得たものを他の行政需要というものにも還元することも可能であると思っております。そうしなければならないと思います。

実施に当たっては、民間委託は単に効率性の観点から実施するべきものとは考えておりません。民間で実施の方がより高いサービスを提供できるのではないかという視点で、さらには民間が実施できるという民間側からの声を踏まえ、その実施を検討していかなければならないと考えております。

それから、行財政改革の案について、市民の意見をどう取り入れるかということでございます。

行政改革の案ができた段階で、一般市民の意見を募る機会を設けるべきだという質問でございますが、私は行財政改革を進めるに当たり、例えば民間委託で申しあげましたように、民間委託についても民間側からの意見というものを聞くとか、あるいは行財政改革というものは振興計画の中の重要な一項目でございますから、このことについても基本構想策定のためのまちづくり各層座談会などを開催する予定であると申しあげましたが、その中で行財政改革についても意見を聞いてまいりたいと考えております。

それから、大綱案を審議していただくため、行財政改革推進委員会設置要綱によりまして、各界各層の市民の声を代表する方やすぐれた識見をお持ちの方に、推進委員をお願いしてまいりたいと考えております。また、推進委員会においても、今回の行財政改革に対する真剣で濃密な論議がなされ答申されるよう、専門の方を招致し、委員会での勉強会なども開催してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これまで何度も議論を交わしてきたテーマでありますので、過去に答弁いただいたような内容がそのままのものもありました。

いろいろあるんですけども、市長は3月議会でいわゆる投資的事業の見直しについて、基準となるものをつくらなければならないのではないかと思うというふうに発言というか答弁しています。これは、その後、どういう展開を見ているのかわからないものですから、改めて今回取り上げたわけですけども、読みますか。

予算編成とのかかわりで、予算編成が大変な事態になっているというふうなことに触れて、「今後におけるところの見直しの基準というよなものも考えなくちゃならないと思っております」というふうに言っています。

それがどういうふうな方向で検討、今見直しされているのか伺いたいということが第1点であります。

これは、例えば最上川緑地やクア・パークまで、木の下的小区整理は当然、住宅地の造成とかでありますので市民生活に直接かかわる事業です。ところが、最上川緑地とかクア・パークというものは、それとはちょっと趣を異にする事業ではないかというふうに思っています。現実には、クア・パークは企業の張りつけがなく、年に1回の寒河江市独自の「花咲か」のイベントの駐車場としての用向きしかなしてないというのが現実であります。

これが、市民の福祉の向上とか市民生活の向上にかかわるようなものであるかどうかというのは、非常に意見の分かれるところではないかと思えます。緑地に至っては、広大な、現場に行くたびに思うんですけども、大変広大な、素掘りの状態が今、放置されていますけれども、あそこの部分に幾ら金がかかるかわかりませんが、5億、6億かかっていくとすれば、その分の半分が寒河江市の負担になるわけでありまして、後年度に負担がかさむと。

河北町は非常に賢くて、あの最上川の親水広場、親水公園、今、中学生や高校生のカヌーの格好の練習場所になっているわけですけども、あの500メートルのコースを建設省に要望して掘らせたんです。ほとんどカヌーの練習場になっていますけれども、魚釣りの人などが何人かいる程度でほとんどがカヌーの練習場になっています。そういう、自分は一銭も金を出さないでああいうものをつくらせているわけであります。それから見たら、もう少し知恵と工夫が必要なのではないかというふうに思うし、市民生活や福祉とかかわりのあるものなのかなというふうなことは、これは市長はかかわりあると言うし、私はどうかなと思うし、これは一般市民の判断にゆだねるしかないわけですけども。

そういう点では、前にも申しあげましたが、前回の選挙、市議選のときには大変な反響があったわけで、やはり多くの人たちがあの問題については疑問に思っているということの証左だったのではないかと思いますので、そういう事業にも大胆な見直しのメスを入れるという必要性を、私は提案しているわけであります。

それから、決算資料から見た寒河江は、中くらいかなというふうなことですけども、13市の中では、確かにそういう側面もあります。ただ、起債残高の実額、これはやはり真摯に受けとめなければいけないんじゃないかなということが一つありますし、それから積立金も、これは15年度の決算がまだ正式なものが出ておりません、議会には、提示されていないので、繰越金等がわからなかったので、決算剰余金がわからないということもあって、14年度の決算から今回の積み立て、次期おろしといいますが、それとの差額で1億ちょっとかなというふうに計算したんですけども、これはやむを得ないことです、私から言わせれば、多分、決算剰余金が2億やそこらあったのかなというふうな気がします。

それはそれでいいわけですが、それでも前年度に比較すると半分以下に減っているわけですから。そういう意味では、基金の積み立て状況というもの是非常に危機的な状況ではないかなというふうに思います。しかも交付税というのは、みんな知っていて議論しているんですけども、多分いわゆるさっき言ったナショナルミニマムあるいはミニマム、基準からいくと、例えば国の行政水準より高い行政水準をやっているところは交付税の対象外とするということとか、現実には、過去にもらった交付税よりも、まずその半額ぐらいまで下げようというのが政府のねらいなんです。満額、財源手当てがなかったとしても、交付税で措置なかったとしても、税源移譲がなかったとしても、過去にもらっていた分よりもはるかに少ない金額しか振り分けにならないというのが現実なわけがあります。

ですから、毎年、これまでのような予算の編成のやり方では通用しないというふうなことを踏まえてやる必要があるというふうに、私も思うし市長も思っているのではないかと思いますけれども。そういう意味では、基金というものは本当に大事だと思うんです。だから、もう少し計画的に積み上げていくと、余り基金には手をつけないと。

自治体によって違いますけれども、大変いっぱい基金を持っている自治体もあるんですね、これは財政状態がおかしい自治体が多いんですけども、少なくともそれでバランスをとっているということがありまして、寒河江市のように起債残高、つまり借金の残高も多いし基金も少ないというのは珍しいんです。そういう点では、十分な手当てをしておく必要があるというふうに私は思います。

それから、ナショナルミニマムの問題ですけども、これは国の施策、福祉施策のことを言うわけですけども、これは地方自治体にも当然当てはまるわけでありまして、今、自治体単独でミニマム、いわゆる基準、最低限の市民生活をどう守っていくかという独自の基準をつくる自治体も出てきています。こういう非常に厳しい状況の中で、最低ここだけは守っていかなければいけないということで、投資的事業を抑えたりしながら福祉を非常に重視してやっていくという姿勢に、方向転換をしつつある自治体も出てきているわけです。

その場合の基準をつくって、寒河江市としてもやるべきではないかという意味で私は言ったわけでありまして、市政のよって立つ基本的なスタンスのありかをきちっとするべきだと。市長は投資事業を、去年とことしとどんどん減らしてきているというふうなことを言いました。例えば、醍醐小学校の大きな事業がなくなったとかというようなこともあると思うんです。そういう意味では、もう少し抑制していく基準、借金を余りつからないという基準、物差し、これを明確にだれでもわかるような物差しをつくるべきではないかと思うんです。そのときそのときの行き当たりばったりのやり方でなくて、投資的事業の基準はこうだよというふうな物差しをつくるべきだというふうに思います。

それから、民間委託については、今お話しありましたけれども、今の話によると水道事業所の果てまで、建設で視察してきたらしいんですけども、水道事業所あるいは農林課あたりまで皆民間委託されちゃうのかなという感じがしますが、だからこれについてもきちっとした基準をつくってやらなければ、歯どめなき民間委託が進むのではないかなというふうな感じがします。

私は、この問題に関してはいつかまた時間をとってやりたいと思うんですけども、例えば介護保険が現在、制度導入されて介護事業者が介護保険との絡みでいわば商売をしています。これは、保険料負担は全部国民と国でしているわけですが、それとの絡みで在宅介護のさまざまな器具あるいはベッド等々が、いわば提供されているわけです。それは、介護事業者からのお勧め等があってやられているわけですが、私も母親のことでいろいろやってみて思ったんですが、大変高価です。

ただ、保険料で1割負担すればいいんだよというふうな言うもんですから、みんな気楽に頼んでいるのか

なというふうに思いましたけれども、やはりこれ、合計すると、多分大変な金額です。そうやって、いろいろな方がベッドを借りたりしていますけれども、そういう福祉機器の単価とか、民間レベルに、民間の世界に投げ込まれているわけですから、いわゆる出すのは本人でもない、本人は1割負担ですから、あとは保険料から出るわけです。それが十分なチェックなされているのかなという気がします。

事ほどさように、いわゆる民間ベースにゆだねるといのは、一見すると安上がりのような気がしますけれども、実際は非常に複雑な経過をたどって、利益を追求していくという方向に非常に進む場合もあるんです、非常に進む分野もあるというふうに言っているのかどうか分かりませんが、そういう意味では、非常に慎重にする必要があると。

それから、経常収支比率を、民間委託すると下げられると、人件費が抑制できるというふうな言い方をしますけれども、これも実はいわゆる委託費等になっていくものですから、人件費は消えますけれども委託費はふえていくわけです。そういう意味で、いわゆる人件費隠し、事実上の地方自治体の収支の中の人件費が消えていくと、でも実際には人件費だというふうなことになっていくのではないかなというふうな思いも私はするんですけれども、それについてはどうなんでしょうか。

そんなこんなでいろいろありますけれども、行革の最後の市民の声を反映させるべきだということに対して市長は、非常に頑固に審議会あるいは座談会等でやるからいいんだというふうなことに固執していますけれども、もっとオープンに市民の声を聞くという、いわゆる手段を講じてもいいのではないかなという気がしますので、余りこだわらずにそういうことをやったらいいのではないかなというふうに思うんです。それについてお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、かなりありました。

投資的事業の基準づくりというようなことでございますが、これは行財政改革の検討委員会等の中での議論している中でおのずと基準というものもつくってまいらなければならない問題だなど、このように思っております。

それから、クア・パーク、駐車場にしかなくなってないんじゃないかと、こういうような話でございますけれども、あれは御案内のようにあそこに滞在型の宿泊施設をつくる、あるいは緑化フェアの会場に大きく使っていくとかということでございまして、まだ全面的に立地されていないわけでございますけれども、それなりのあそのクア・パークの存在意義というものは私はあると思っておりますし、これからそれらに立地するというような企業なり施設というものが考えられますので、それによってあのクア・パークのその存在価値というものが、これから今後出てくるものと、このように思っております。

現在でも、あの現状におきまして大変な利用をされておると私は思っておりますし、今度あそこにスマートインター、それを誘致しているわけございまして、そのことによってまたあのクア・パークなり、あるいは周辺において影響するというのは、これは大きな意味があると思っております、そのことによってのいわゆる付加価値というものは大変高くなっていくというように思っております。

それから、寒河江緑地をカヌーということで位置づけて御議論なされて、河北とか西川のカヌー場と比較なされておりますけれども、最初から、私は何もあそこをカヌー場と言っているわけではございませんで、多目的水面広場とこういうことでございまして、その辺のところ、まず御認識を改めてもらわないと、これ困るでございまして。ただ、最上川を活用したところの、あるいは寒河江川を利用したところのカヌー場だと、こういうような意味であれをとらえていただくんじゃないかと、あくまでも多目的水面広場ということで整備しようということであるわけございまして、これからはやはり水面というもの、あるいは河川というものを生かす時代だなどと思っております。

そういうことで、広く、あの寒河江緑地というものをみていくこと、あるいはまた現在のクア・パークとの連携というものをしながら相乗効果を高めていくということでの寒河江緑地でございますから、その辺の、ただカヌーだということで選手養成と、こういうだけの狭い見方ということでごらんになっているのは改めていただきものだなどと思っております。

それから、財政問題でございますけれども、先ほども申しあげたように、起債残高には3種類ありますということで、有効に生かしておるわけございまして、何も寒河江ならではのものをづくり、寒河江ならではの資産というものを後世に伝え残していくというような考え方で、それが市民の生活なり市民の活性化につながっていくものとしてつくっておるわけで、投資的な事業として活用しているわけございまして、単に国の施策に忠実に従ったというようなことでは毛頭ございませんから、議員はいつも国の施策に忠実になんてというような物の言い方をなされますけれども、寒河江に最も適合したのものをつくって、そして投資的な事業というものを、それが将来とも市民のためにも使われる、そしてまた寒河江市の発展にもつながると、こういうものをやっておるわけでございます。そういう意味での起債の使い方、そして資産の造成ということになるわけでございます。

それから、財政調整基金の話がありましたけれども、基金の活用というものは、これはうまくやらなければならないと思います。ただ単に、調整機能というものだけでは、私はないと思っております、やはり大きな事業をするときには、それなりのものを積み立てておいて、それを取り崩すとか、あるいは本当に困ったとき

もそれは取り崩さざるを得ないわけでございますけれども、そういう意味での調整機能というものと基金の活用というものは、やはり活用することでの妙味というものを発揮していかなければならないと、このように思っております。

それから、ナショナルミニマムの話でございますけれども、福祉というものは先ほども答弁申しあげたように、民生関係の福祉のみではございませんで、全体の福祉、いわゆる市民・住民の福祉というものは、やはり雇用の安定からあるいは所得の向上というところまで含めたところの福祉、生活安定ということにつながるわけございまして、単なる民生関係だけの狭い領域での福祉だけというものを、私は言っているわけではございませんでして、そのミニマムをつくっている団体もあるというようなことでございますけれども、もしも寒河江にそれを当てはめるといったならば、これは全く、これも調査してみないとわかりませんけれども、あるいはほかの市町村がどんな基準をつくっているかわかりませんが、寒河江としては大変な高いミニマムといえますか、基準を維持させているのではないかなというような気がするわけございまして、ミニマムといった場合におきましても受益と負担というようなことを、十分これは考えていかなければならない問題だと、このように思っております。これは何も狭い意味の福祉とかでなくて、あらゆる面での受益・負担というものが、これまで以上に問われるものだろうと、このように思います。

それから、民間委託でございまして、歯どめがかからなくなるのではないかなというような話もございましたけれども、どこまでするかとか、あるいは一般新聞紙上で取り上げているものをそのままというわけには何も考えていないわけございまして、寒河江市にとって何を上げるか、あるいは最も寒河江に事業があるかと。やはり、民間委託したところの機動性とかあるいは専門性とかというようなことを能率・生産性という分野だけでなく、そういう民間の力をうまく生かすということを考えていくということを考え合わせれば、これから十分に検討しなければならない問題だと、このように思っております。

それから、行財政改革をやるときの市民の声の吸い上げ方というようなことでございますけれども、先ほど答弁申しあげたようにいろいろ手段を講じてやっていこうかなと、このように思っているところでございます。以上です。

佐藤誠六市長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 いろいろ議論は尽きないわけですけども、会議録なんかを後で見ると、市長の答弁は非常に緻密でありまして、いろいろな抜け穴をふさぎながら答弁しているという感じがするわけですけども、ただ例えば今言った民間委託の問題一つとっても、私は公務労働者にかわる委託形態というものはさまざまあると思います。

例えば、今、非常に大きく国内でも評価、注目を浴びているNPOの活用とか、これは非営利団体ですので、もうけてはならない。ただし行政の施策をそういう意味で手伝っていく、いわゆる半ボランティア団体ですけども、そういう団体を立ち上げて委託をしていくとかということだったら、私は理解できます。ところが、一方で利益を保障して、そういう中でどんどんもうけてくださいと。それでも市がやるよりは安上がりですよとかというような、いわゆる単純な委託論議ではもうだめなんではないかというふうに思っています。

ですから、行政が、例えば100%出資のNPOをつくるとか、あるいは半官半民、あるいは純民間、それはどうでもいいわけですけども、そういうものを積極的に活用するという姿勢なども出てもいいのではないかとこのように思います。そこら辺が全然、まだ見えてこないのので、改めて伺いをしたいと。それからいろいろ言ったんで、私も忘れてしまいましたけれども、いいです、終わります。

散 会 午後3時12分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。